新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想

令和６年３月

守谷市

はじめに

守谷市は、東京都心から40キロメートル圏内にあり、秋葉原駅とつくば駅を結ぶ首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス及び関東鉄道常総線の連結点に位置しています。

昭和41年、首都圏近郊整備地帯の指定を受け、日本住宅公団や民間による大型宅地開発を契機として、都心のベッドタウンとして発展を続けてまいりました。

特に、本基本構想が対象とする新守谷駅周辺の北守谷地区は、昭和51年から平成2年にかけて住宅・都市整備公団による「北守谷土地区画整理事業」によって整備され、昭和57年には関東鉄道常総線の新守谷駅が開業しております。開発から約40年が経過しましたが、平成17年の首都圏市都市鉄道つくばエクスプレスの開業や新たに新守谷駅周辺において土地区画整理事業が計画されるなど、さらなる発展が見込まれる地区となっております。

一方で、今後のまちの在り方としては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正されるなど、高齢者、障がいを持った方、子育て世代の方など、誰もが日常生活の移動において不便や不自由を感じることのない「バリアフリーのまちづくり」が重要となってきております。

こうした動きの中で、「新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」を設立し、誰もが安心して暮らせるまちの在り方を考えていただくこととしました。

また、基本構想の実現には、市だけでなく、事業者及び市民の皆様との連携・協働が必要となります。よりよい守谷市を築くためにも、引き続き市民の皆様のご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。

結びに、新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会の皆様をはじめ多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

守谷市長
松丸修久

―目次―

第１章　バリアフリー基本構想の策定について 3
1.　バリアフリー法の趣旨 3
2.　基本構想策定の背景と目的 4
3.　基本構想の位置づけ 4
4.　基本構想の計画期間 5
5.　検討体制 6

第２章　本地区の現況整理について 9
1.　位置及び地理的特性 9
2.　上位・関連計画における位置づけ 9
3.　地形的特性 10
4.　人口動態 10
5.　新守谷駅の現況 12
6.　新守谷駅周辺の行政、医療、商業等の主要施設 13
7.　公共交通の状況 14
8.　本地区周辺に関連する取組 15

第３章　現地踏査 19
1.　調査の目的 19
2.　開催概要 19
3.　開催結果 21

第４章　アンケート調査 31
1.　調査の目的 31
2.　調査概要 31
3.　調査結果 32

第５章　本地区のバリアフリー化に向けた課題 45

第６章　守谷市のバリアフリーの基本的な考え方 49
1.　バリアフリーの目標 49
2.　基本方針 49

第７章　重点整備地区について 53
1.　基本的な考え方 53
2.　生活関連施設の設定 54
3.　生活関連経路の設定 55
4.　重点整備地区の設定 57

第８章　重点整備地区の整備について 61
1.　バリアフリー化の考え方 61
2.　特定事業 65
3.　その他のバリアフリー化に必要な事項 73

第９章　今後のバリアフリー施策の実現に向けて 77
1.　バリアフリー化の推進に向けた市民・事業者・市の役割 77
2.　バリアフリー化に関する情報発信 77
3.　基本構想の見直しの考え方 77

資料編
1.　新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会検討経緯 81
2.　新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会要綱 82
3.　新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿 84
4.　「新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定のためのアンケート調査　調査票 85
5.　「新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定のためのアンケート調査　ウェブページ 91

第１章
バリアフリー基本構想の策定について

第１章　バリアフリー基本構想の策定について

1.　バリアフリー法の趣旨

平成 18 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（バリアフリー法）」が施行されました。

バリアフリー法は、高齢者、障がいをお持ちの方等が自立した日常生活を送ることができるよう、公共交通、道路、公園、建築物等の一体的なバリアフリー化を進めることによって、まちなかにおける移動等を円滑化すること及び移動するにあたってバリアを感じている方に対する国民の理解を深めることを目的としています。

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠です。市町村はその実現に向け、国が定める基本方針に基づいて、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（バリアフリー基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

基本構想では、建築物や道路等のバリアフリー化（ハード整備）と、バリアフリー化の重要性や高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方に対する理解を深めるための取組等（心のバリアフリー）について記載することで効果的なバリアフリー化を目指します。

【バリアとは】

バリアは、英語で障壁（かべ）を意味し、生活の中で不便を感じること、様々な活動をしようとするときの妨げになるものをいいます。移動するのに不便に思ったり、不自由を感じる段差などがこれにあたります。高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方は、小さなバリアでも不自由を感じやすいと言われています。

2. 基本構想策定の背景と目的

本市の都市づくりの基本的な方針である守谷市都市計画マスタープランでは、将来都市像を「世代を越えて継承された水と緑の環境、豊かな歴史風土と調和しつつ、快適に安心して暮らすことのできる生活環境を有し、そのまちの魅力が人々を引きつけ、人々のいきいきとした活動と温かなふれあいが、幸せな暮らしを支えるまち」と位置づけています。

また、本市の人口は増加が継続していますが、少子高齢化が進行している地区もあり、令和 12 年をピークに人口減少に転じることが予測されています。

加えて、新守谷駅周辺地区（以下、「本地区」という。）では、駅及び周辺市街地が整備されて約 40 年が経過し、道路等の施設の老朽化が少しずつ進行しています。そのため、バリアフリー化が不十分であり、新守谷駅や駅から主要な施設への経路等は移動するにあたってバリアを感じている方が一人で移動できるまちとなっていません。

将来的に新守谷駅周辺の高齢化が進み人口が減少することを見据え、現在検討が進められている新守谷駅周辺土地区画整理事業による新市街地整備と並行して、本地区のバリアフリー化を進めることを検討します。本基本構想によって、人々が快適に安心して暮らすことができる生活環境整備を進めることで、まちの魅力を高め、人々を引きつけ、居住地として選ばれるまちを形成することを目指します。

3. 基本構想の位置づけ

基本構想は、バリアフリー法及び国の基本方針に基づくとともに、第三次守谷市総合計画、守谷市都市計画マスタープラン及び守谷市地域公共交通計画をはじめとした上位・関連計画との整合及び連携を図ります。

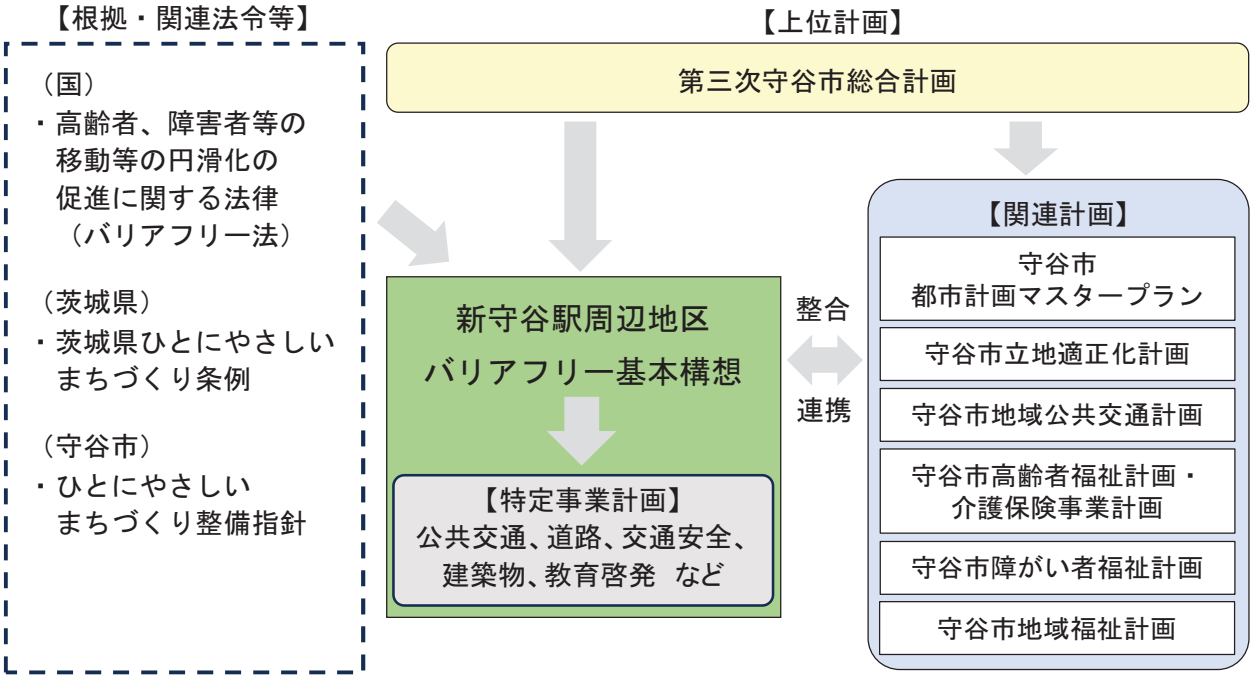

図 1-1 バリアフリー基本構想の位置づけ

4.　基本構想の計画期間

本地区のバリアフリー化の完了までに相応の期間を要することから、基本構想の計画期間は、令和６年度から 15 年度までの 10 年間とします。

ただし、バリアフリー法第 25 条の２[※1]に基づき、基本構想策定後おおむね５年ごとに、重点整備地区における特定事業等の実施の状況について調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて基本構想の見直しを行います。

【計画期間】

2024 年度（令和６年度）～2033 年度（令和 15 年度）

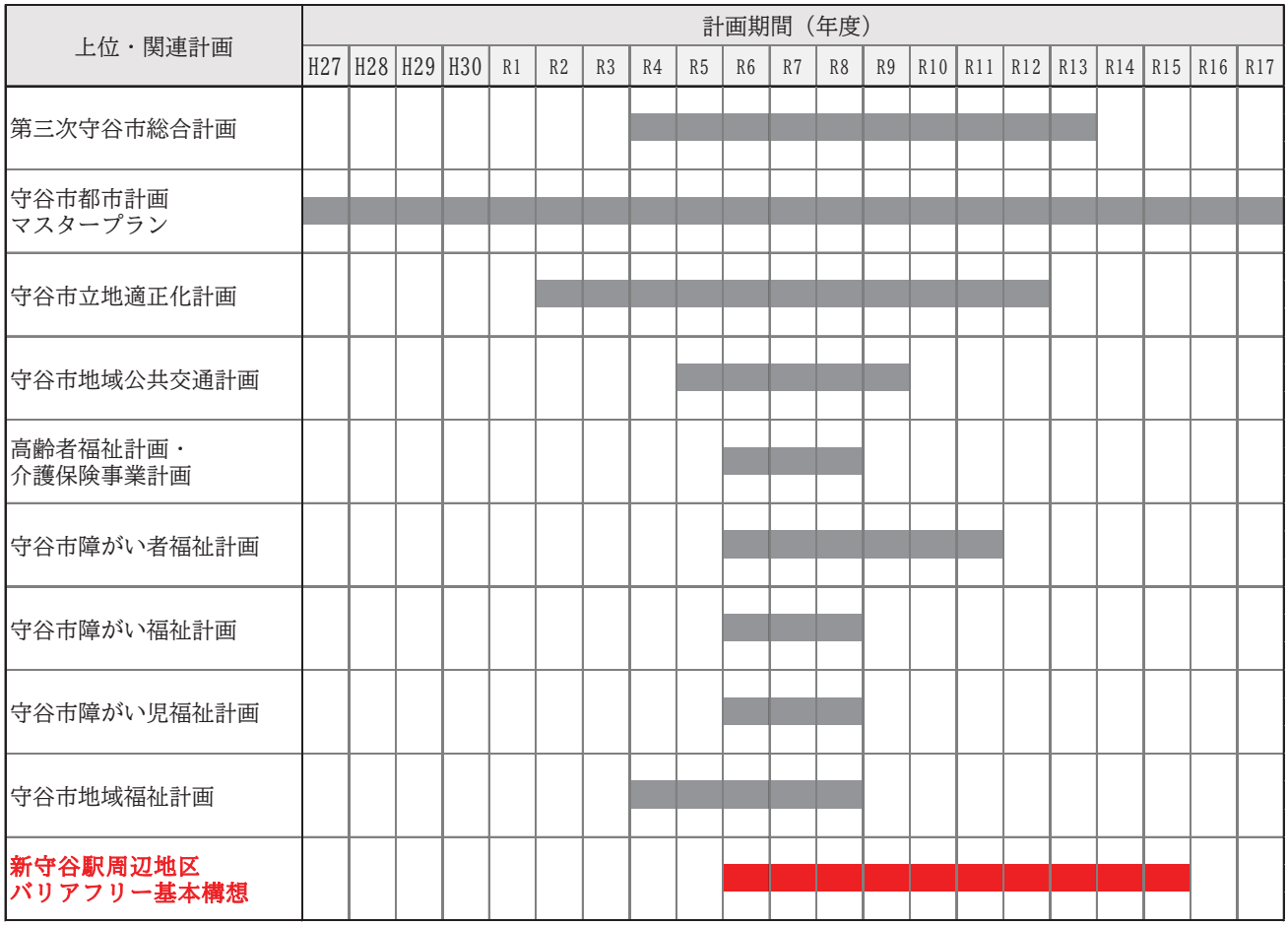

図 1-2　上位･関連計画と基本構想の計画期間

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）

（基本構想の評価等）

第二十五条の二　市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

5. 検討体制

基本構想の検討にあたり、バリアフリー法第 26 条※2の規定に基づき、「新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。協議会では、本地区におけるバリアフリーのあり方について検討を行い、基本構想に基づいて実施するバリアフリー施策について合意形成を図りました。

検討の中で、高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方等と現地踏査を行い、バリアに関する現状の把握を行いました。

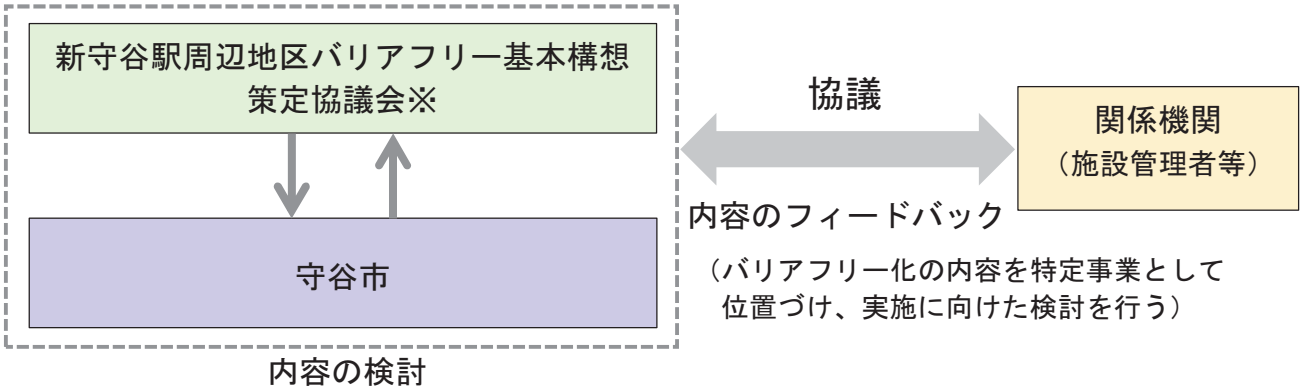

※協議会は、学識経験者、高齢者・障がいをお持ちの方等の関連団体、公共交通事業者、関係行政期間の職員、市民及び市の職員からなる検討組織です。詳細は資料編をご参照ください。

図 1-3 基本構想の検討体制

※2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）

（協議会）

第二十六条　基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

第２章
本地区の現況整理について

第２章　本地区の現況整理について

1.　位置及び地理的特性

本地区は、守谷市の北側に位置し、つくばみらい市と隣接しています。

関東鉄道常総線とつくばエクスプレスとの乗換駅である守谷駅に接続している新守谷駅は、交通利便性が高く、東京都心へのアクセスに優れています。

また、新守谷駅前では、本市を南北に縦断する国道 294 号と新守谷大通りが交差しており、常磐自動車道谷和原インターチェンジが近接しています。よって、東京都心や首都圏の各都市と連絡する高速自動車交通網からの交通アクセスも生じています。

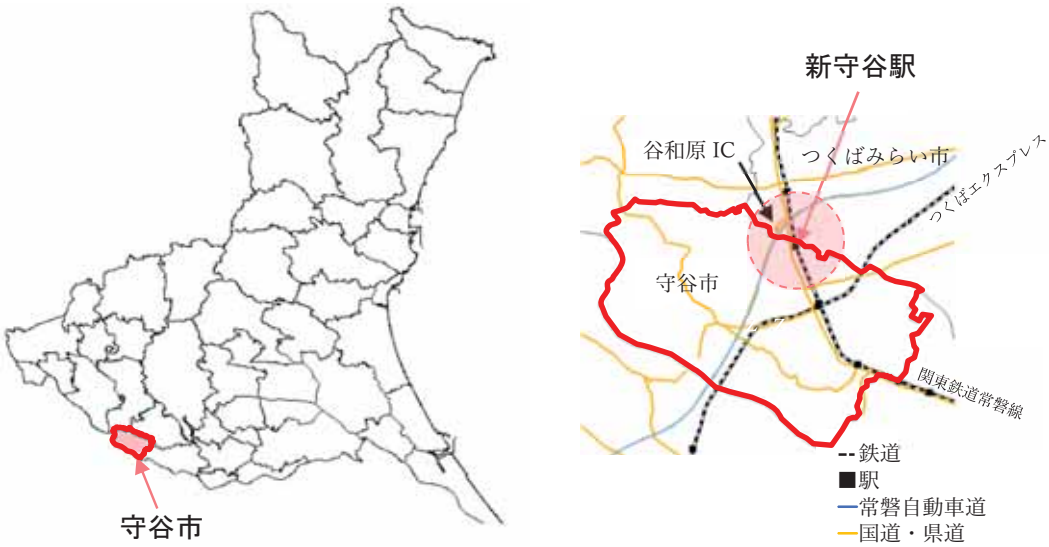

図 2-1　守谷市・新守谷駅の位置

2.　上位・関連計画における位置づけ

守谷市都市計画マスタープランでは、新守谷駅周辺を地域の生活拠点として「副次拠点」に位置づけています。副次拠点は、周辺市街地と連絡する道路の整備やデマンド乗合交通の利便促進等により、各地区に行きやすくなるようにして、道路沿道への生活サービス施設の立地誘導等により地域の生活拠点としての機能の強化を図るとしています。

守谷市地域公共交通計画では、新守谷駅はバリアフリー化が十分ではなく、人的サポートに頼る部分があると記載されており、公共交通の利便性向上に向けた次の施策が位置づけられています。

・路線バス等のサービス水準の見直し検討
・公共交通の利用方法の周知（講座・イベント等）
・乗換案内サービスの拡充検討
・バス停の利用環境の整備検討（ベンチ・駐輪場）

3. 地形的特性

新守谷駅から西に伸びる新守谷大通り沿道には、守谷テラスや総合守谷第一病院等の生活サービス施設が立地しています。新守谷駅から守谷テラスの間は坂の多い地形で、最も高いのが②の常磐自動車道と交差する箇所であり、標高約 22mとなっています。起伏のある地形となっていることから、バリアフリー化については、車椅子や子ども連れの方等が円滑に移動できるような配慮が必要です。

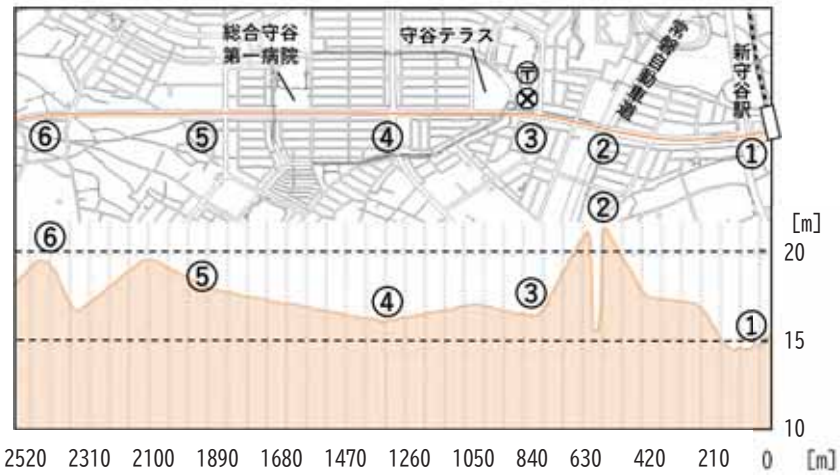

図 2-2 新守谷大通りの高低差

出典：地理院地図(電子国土 Web)

4. 人口動態

(1) 人口総数・世帯数

近年、新守谷駅の駅勢圏※3人口は減少に転じ、令和２年の人口は平成 27 年と比較し、約 500 人減少しています。また、世帯数は平成 17 年以降増加し続けており、令和２年の世帯数は平成 27 年と比較し、約 200 世帯増加しています。1 世帯当たりの人員は平成 17 年以降減少し続けており、令和２年時点で 2.50 人となっています。

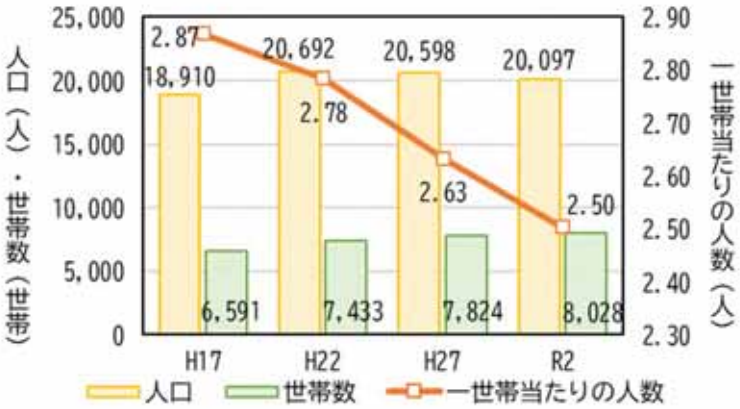

図 2-3 新守谷駅の駅勢圏人口・世帯数

出典：国勢調査

市全域でも、第三次守谷市総合計画において、今後人口減少に転じることが予測されていることから、本地区においても同様に、減少が継続していくことが考えられます。本地区の主要施設や道路のバリアフリー化では、東京都心とのアクセス性の良さを生かして、移住や定住につながる誰もが暮らしやすい生活環境の形成が必要です。

※3駅勢圏：駅の利用圏域を指します。利用者は最寄りの駅を利用すると仮定し、新守谷駅と隣接する駅との中間線を利根川まで延ばした区域を想定しました。該当する町丁目は次の通りです。

・立沢　・大木　・板戸井　・久保ケ丘一～四丁目　・御所ケ丘一～五丁目
・松前台一～七丁目　・薬師台一～七丁目　・緑一・二丁目　・百合ケ丘一丁目大原　・百合ケ丘一丁目原

(2) 年齢３区分別人口

新守谷駅の駅勢圏人口は、平成 22 年以降、年少人口と生産年齢人口の割合は減少しており、老年人口の割合が増加しています※。市全域も同様の状況となっています。

人口減少とともに高齢化が進んでいる状況にあり、今後、さらに老年人口割合は増えていくことが予測されているため、将来を見据えたバリアフリー化が必要です。

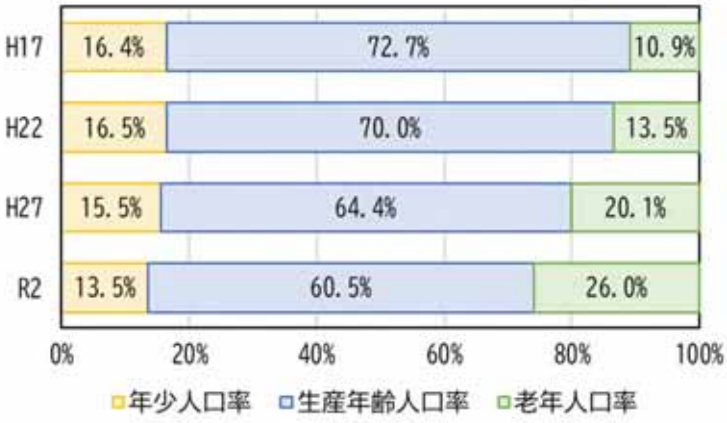

※年少人口　　：15 歳未満
　生産年齢人口：15 以上 65 歳未満
　老年人口　　：65 歳以上
　年齢不詳を除く

図 2-4　新守谷駅の駅勢圏における３区分別人口の状況

出典：国勢調査

5.　新守谷駅の現況

(1)　乗降客人員

新守谷駅における乗降客人員は、新型コロナウイルスの影響を受けた令和２年に減少していますが、令和４年の乗降客総数は 1,248,990 人であり、１日平均 3,456 人となっています。

国のバリアフリー化目標では、１日 3,000 人以上に利用される旅客施設は、バリアフリー化を行うとされています。

※算定の考え方
・各年４月１日
　　～翌年３月 31 日
・定期乗車券所持者は 360 日で算出、定期乗車券所持者以外は 365 日で算出

図 2-5　新守谷駅乗降客人員

出典：統計もりや

(2)　バリアフリー化整備状況

関東鉄道常総線新守谷駅は、昭和 57 年３月に開設された橋上駅舎です。そのため、次のとおりバリアフリー化が進んでいない状況にあります。

・ホーム、駅前広場及びアクセス道路にエレベーターが設置されていない
・バリアフリートイレ、音声案内・点字案内等が整備されていない
・バリアフリー券売機が設置されていない
・自動改札の幅が十分な広さとなっていない
・駅前広場の乗降場や駐車場などバリアフリー化経路の確保がされていない

図 2-6　新守谷駅及び周辺の状況

6. 新守谷駅周辺の行政、医療、商業等の主要施設

新守谷駅を起点とする１km 圏には、次の施設が立地しています。

表 2-1 新守谷駅１km 圏に立地する主要施設

種別	施設名称
公官庁等行政施設	守谷久保ヶ丘郵便局、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部守谷消防署、取手警察署久保ヶ丘交番
文化施設	文化会館
商業施設	守谷テラス
旅客施設	新守谷駅
学校	御所ケ丘小学校、御所ケ丘中学校、開智望学園
保育園	アネシスナーシング保育園、もりり保育園
公園	立沢公園、ひばり公園、こじゅけい公園、つつじ公園

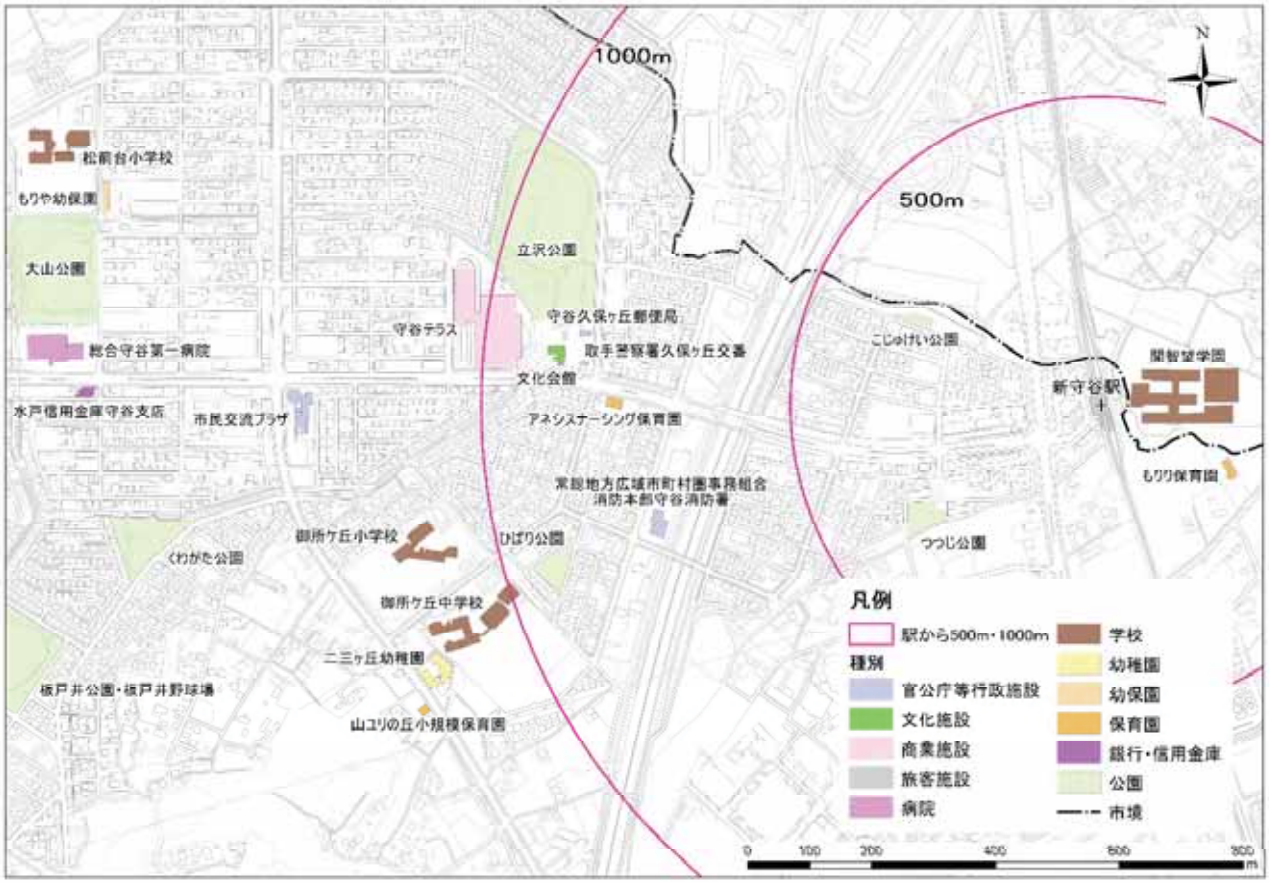

図 2-7 主要施設の立地状況

資料：都市計画基礎調査 GIS

7.　公共交通の状況

新守谷駅周辺では関東鉄道株式会社が路線バスを運行しています。新守谷駅から守谷市役所を通過し守谷駅前までを繋ぐ路線と、守谷駅前から新守谷駅を通過し北守谷公民館までを繋ぐ路線があります。その他、守谷テラス付近から守谷駅方面へ向かう路線があります。

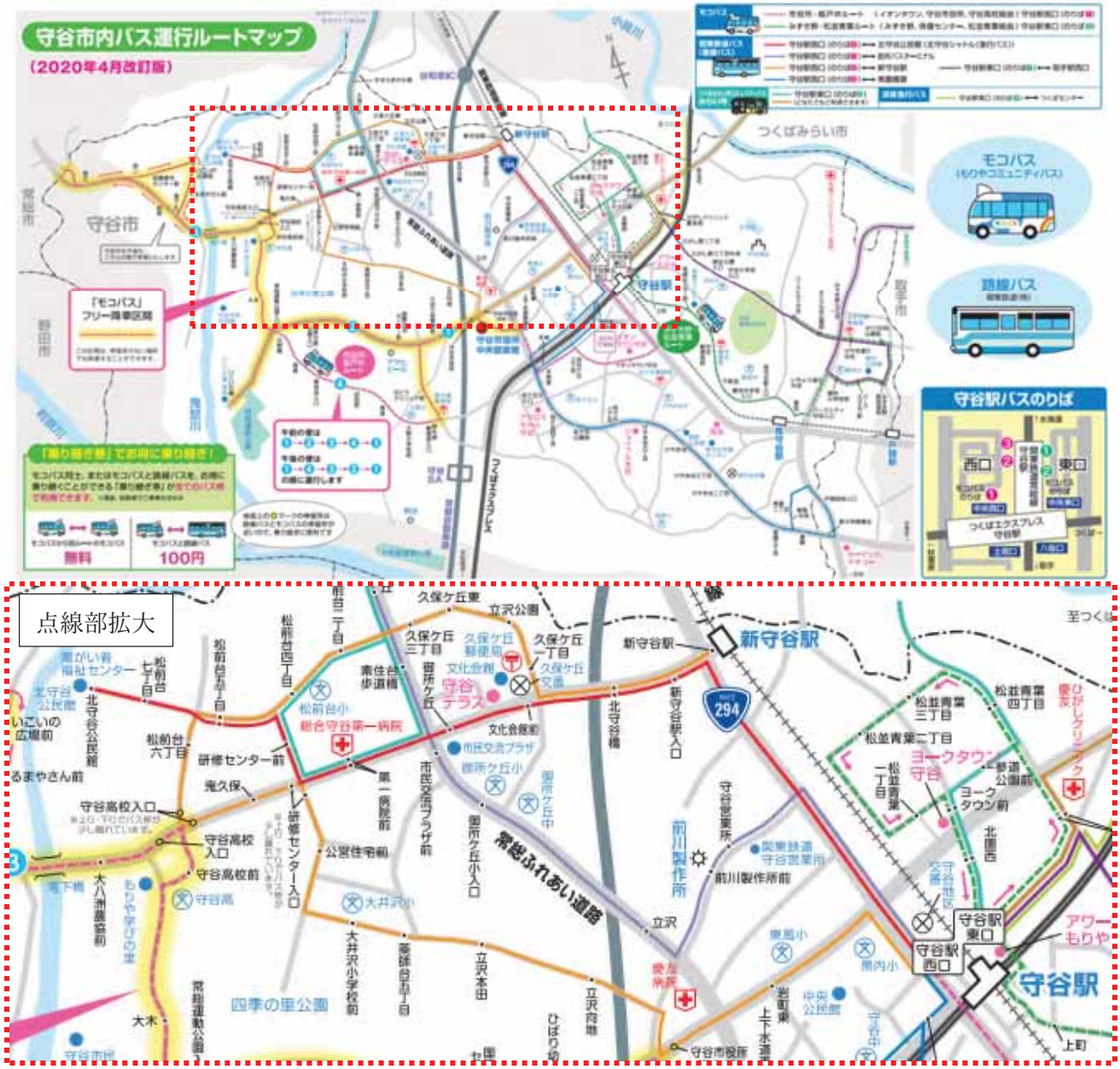

図 2-8　バス路線図

出典：守谷市内バス運行ルートマップ

8.　本地区周辺に関連する取組

本地区周辺においては、新守谷駅周辺土地区画整理事業の計画が進められております。区画整理事業では、宅地造成や道路整備等が行われ、区画整理事業予定地内のバリアフリー化は、当該事業によって実施されます。この新市街地整備と一体となり、区画整理予定地内から新守谷駅へ円滑に移動できるよう連携した道路整備が必要です。

表 2-2　事業概要（令和５年 10 月時点）

施行者	新守谷駅周辺土地区画整理組合
施行面積	13.5ha
事業期間	令和６年度～令和８年度 令和６年度に事業認可取得を目指す

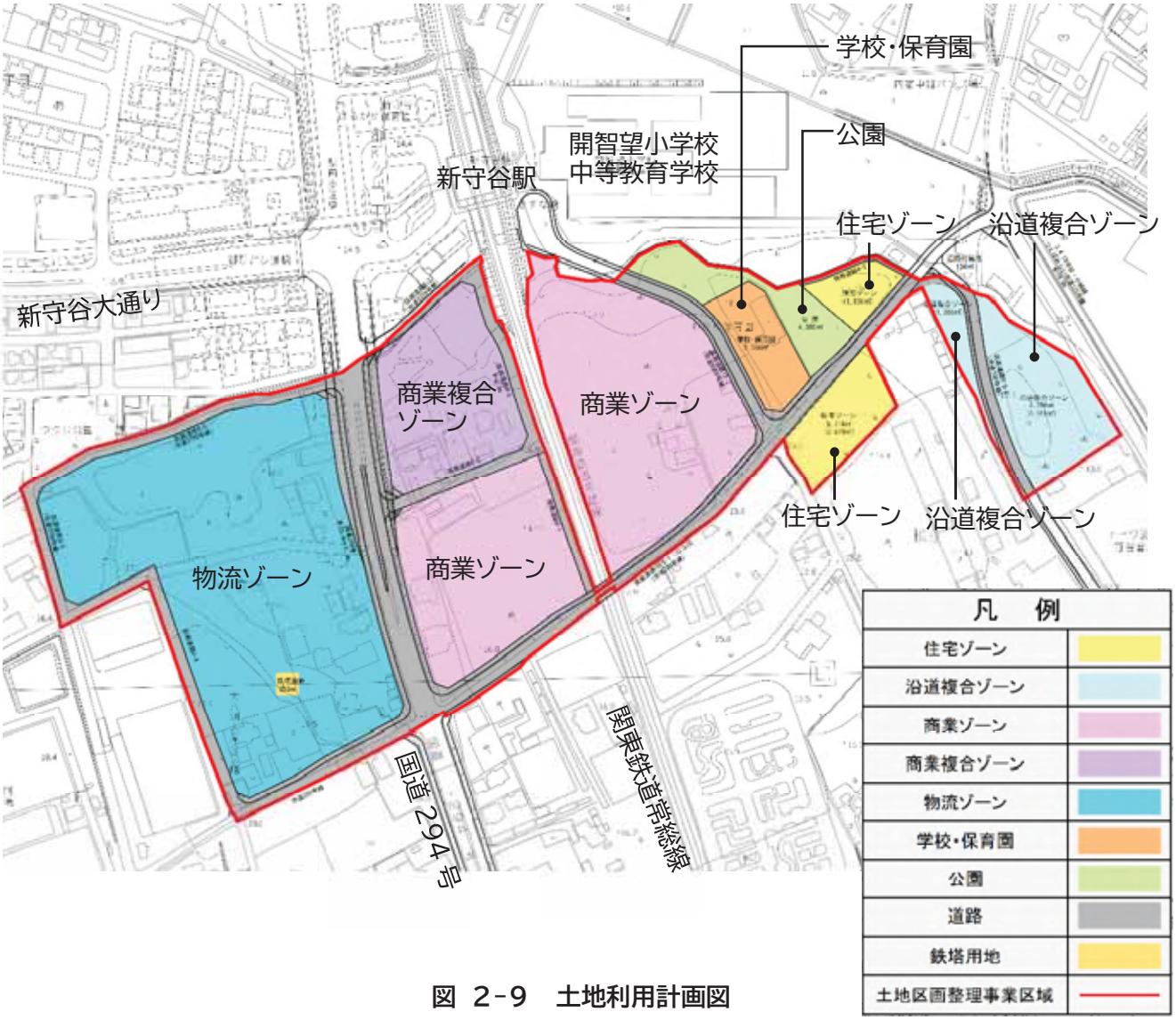

図 2-9　土地利用計画図

第３章
現地踏査

第３章　現地踏査

1.　調査の目的

バリアフリー化の検討にあたり、基礎情報収集として、高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方から現地に関する感想や留意点について意見を頂き、情報共有を行うため、協議会において現地踏査を実施しました。

2.　開催概要

現地踏査は次のとおり実施しました。

表 3-1　現地踏査概要

事項	内容	
開催日時	令和５年７月 14 日（金）9：00-14：00	令和５年７月 19 日（水）9：00-12：00
参加者	高齢者・視覚障がいをお持ちの方・子ども連れの方・協議会委員	車椅子使用者
点検場所	・新守谷駅及び駅前広場 ・新守谷大通りの新守谷駅から守谷テラス前までの区間（下図）	
点検方法	・現地踏査を行い、参加者が気づいた点を聞き取り記録 ・必要に応じて、段差・幅・勾配等を計測 ・ワークショップによる意見交換	

図 3-1　現地踏査区域

図 3-2　現地踏査の様子

3.　開催結果

（1）　令和５年７月 14 日（高齢者、視覚障がいをお持ちの方及び子ども連れの方等による確認内容）

【守谷テラス-新守谷駅まで】

青字：良い点
赤字：悪い点

（令和５年７月 14 日）
【新守谷駅】

赤字：悪い点

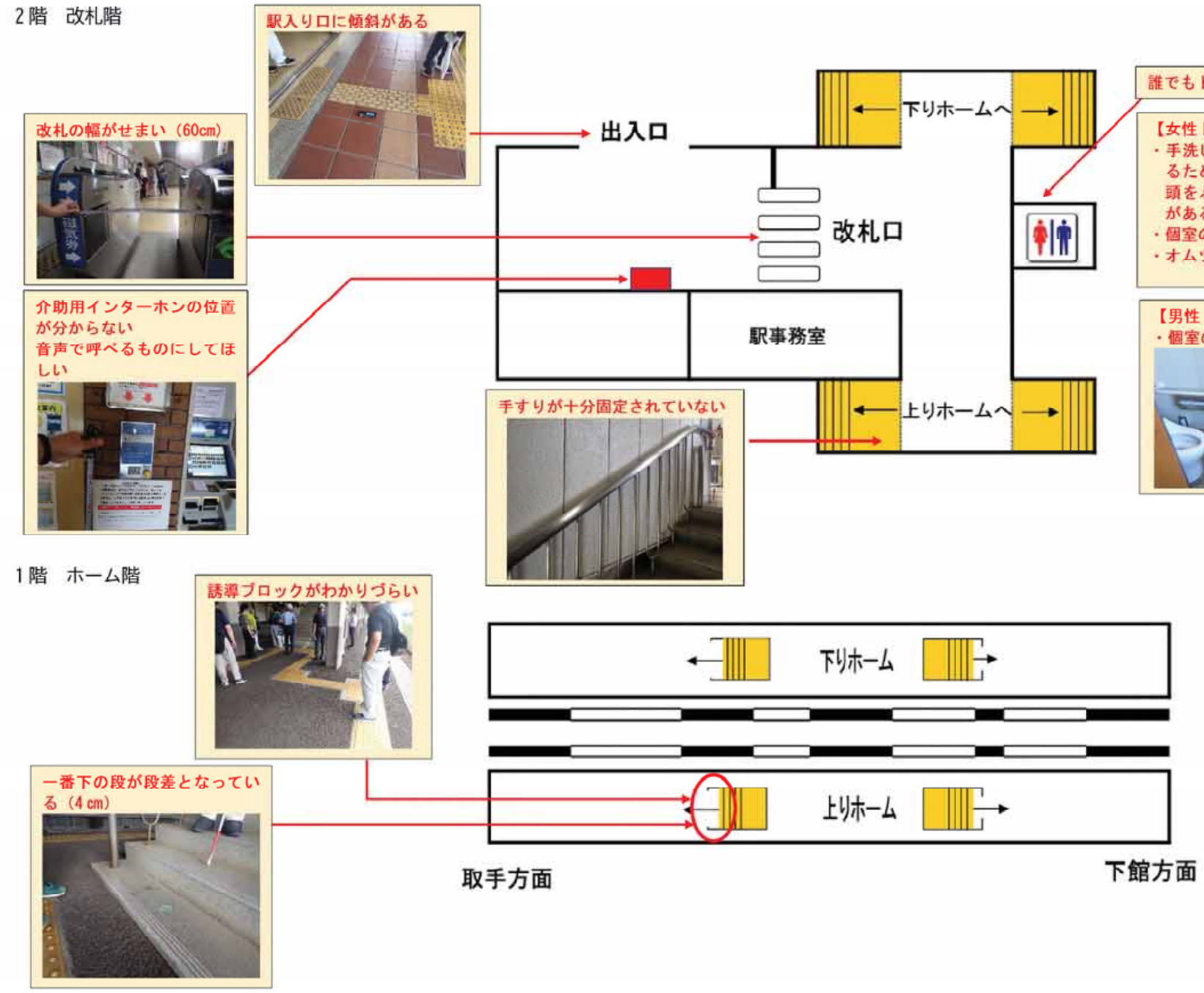

【ワークショップで挙がった意見】

（基本構想の検討に対する意見）

① 白い杖の意味を伝えることが重要である
② 車椅子で生活する方への配慮が必要である
③ 電動キックボード等、新しい交通手段となるものへの対応を検討する必要がある
④ 新守谷駅周辺は既に良いものがあるため「より良く」する考え方が重要である
⑤ まちができてから時間が経過したことから、住民の高齢化や転出入による入れ替わりがあるため、時代に合わせたまちづくりが必要である
⑥ 地元の意見をよく聞いて検討してほしい

（現状について）

⑦ 新守谷駅は車椅子では利用できない
⑧ 久保ヶ丘郵便局は、利用者が局前に駐車していると入りづらい

（その他参考意見）

⑨ 守谷駅ではホームと車両の間にステップをつけている（車両間 10ｃｍ）

（2） 令和５年７月 19 日（車椅子使用者による確認内容）

【守谷テラス-新守谷駅まで】

青字：良い点
赤字：悪い点

（令和５年７月 19 日）
【新守谷駅】

青字：良い点
赤字：悪い点

２階　改札階

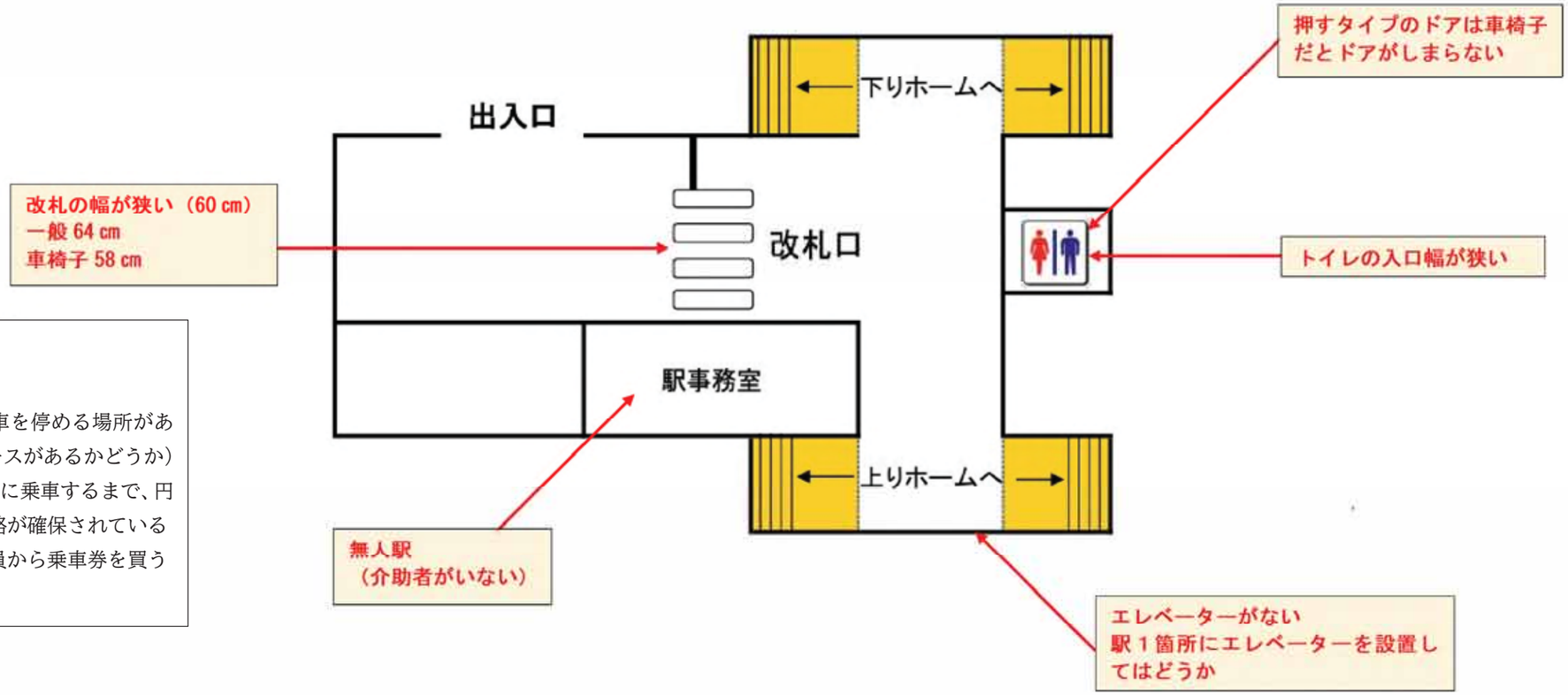

【鉄道を利用する際の留意点】

⑩　駅を利用する際、車を停める場所があるか（身障者スペースがあるかどうか）

⑪　車を降りた後、電車に乗車するまで、円滑に移動できる経路が確保されている

⑫　車椅子利用者は駅員から乗車券を買う

１階　ホーム階

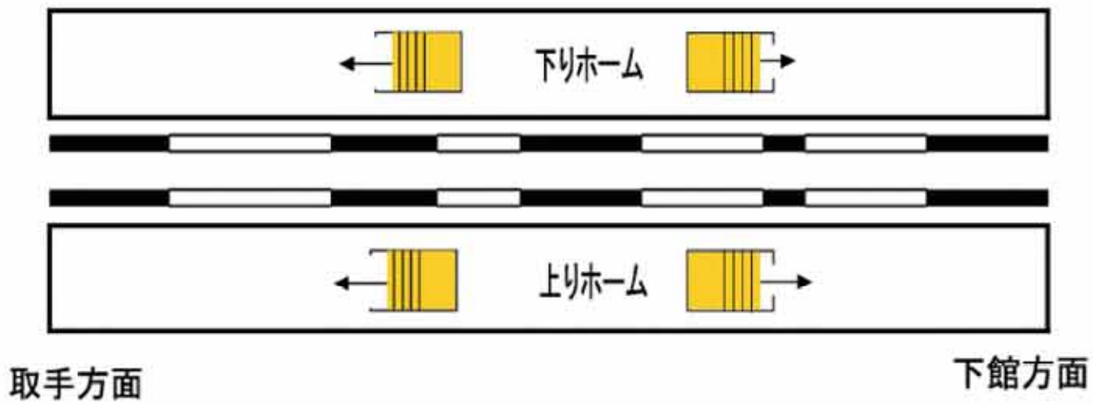

第４章
アンケート調査

第４章　アンケート調査

1.　調査の目的

「新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定のためのアンケート調査（以下「本調査」という。）は、新守谷駅及び周辺施設の利用者が、日頃不便を感じることや問題と思うこと等の意見を収集し、本基本構想検討の参考とするために実施しました。

2.　調査概要

本調査は本地区の周辺住民に対し、調査票を郵送配布して行うアンケート調査及び守谷市ホームページ上でのウェブアンケートをあわせて実施しました。調査概要は次のとおりです。

表 4-1　アンケート調査概要

事項	内容	
調査方法	調査票の郵送	ウェブ回答用ページを記載したチラシの配布
回答方法	・郵送回答　　・ウェブ回答	・ウェブ回答
調査期間	令和５年８月 10 日(木)～８月 24 日(木)	令和５年８月 10 日(木)～令和５年９月 19 日(火)
対象者	(1)守谷市民 新守谷駅の利用が想定される地区にお住いの 18 歳以上の方 19,406 人(住民基本台帳令和５年７月１日基準)の中から無作為に抽出された 2,000 人	(1)新守谷駅及び守谷テラス利用者(新守谷駅：249 人、守谷テラス：445 人) (2)開智望小学校、中等教育学校の生徒･保護者(開智望小学校：520 人、開智望中等教育学校：335 人) (3)守谷高校の生徒(668 人) (4)こども未来部来庁者
回答数 (回答率)	回答数：888 件 （回答率：44.4%　※ウェブ回答分を含む）	回答数：666 件
備考	・調査票返送数：660 件 ・ウェブ回答数：228 件	(1)令和５年８月 29 日(火) 新守谷駅及び守谷テラス利用者に対しチラシの配布 (2)令和５年９月１日(金) 開智望小学校、中等教育学校の保護者用ホームページにチラシの配信 (3)令和５年９月６日(水) 守谷高校の生徒に対してメールにてチラシの配布 (4)令和５年９月６日(水)～９月 19 日(火) こども未来部窓口にてチラシの配布

3. 調査結果

調査結果は次のとおりです。

（単純集計の結果）

・10 代の回答者が最も多く 22.3%であり、50 代以下が回答者の 68.0%を占めている

・回答者の 86.3%が歩行の補助等を使用していない

・回答者の多くは「守谷テラス」「新守谷駅」を利用している

（守谷テラス：回答者の 63.2%、新守谷駅：回答者の 47.6%）

・新守谷駅の利用目的は、全体集計では「新守谷駅に行くことはない」が 53.1%で最も多い

・新守谷駅の移動の円滑性に対する支障の有無について、全体集計では回答者の 35.5%が支障が「ある」と感じている

・移動に関する支障のある箇所として、「新守谷駅」の「エレベーターなど昇降機の設置や配置」を挙げる回答が最も多く、次いで「自家用車などの送迎スペースの設置や配置」が挙げられている

（新守谷駅：移動に際し支障があると回答した方の 73.9%

エレベーターなどの昇降機の設置や配置：同 57.2%

自家用車などの送迎スペースの設置や配置：同 25.4%）

（クロス集計の結果）

・新守谷駅の移動の円滑性に対する支障の有無について、移動に際し歩行の補助を利用されている方に限ると 48.8%が「支障がある」と感じている

・移動に際し歩行の補助を利用されている方で、新守谷駅を利用している方は 65.2%が「支障がある」と回答している

・駅を利用されている方の駅への移動手段は「徒歩」「自転車」の割合が多い

（徒歩：回答者の 26.1%、自転車：回答者の 14.6%）

・新守谷駅の移動の円滑性に対する支障の有無について、新守谷駅を利用している方に限ると 51.8%が「支障がある」と感じている

・その他意見として、バスの利便性に対する指摘が多い（161 件）

アンケート調査票による全体集計では、新守谷駅周辺における移動に対する支障の有無について、「ある」と回答された割合は低くなっています。理由としては、回答者属性から「若い年代の回答者が多いこと」及び「移動に際し歩行の補助を利用していない回答者が多いこと」などが考えられます。

しかし、移動に際し歩行の補助を利用されている方で、新守谷駅を利用している方に限定すると 65.2%が「支障がある」と回答していることから、新守谷駅周辺地区において円滑に移動できる環境整備を行うことが求められています。

主な集計結果は、次頁以降をご参照ください。

(1) 年齢

回答者の年代は、「10 代」が 22.3%で最も多く、次いで「40 代」が 19.4%となっています。

選択肢	件数	比率
1. 10代	346	22.3%
2. 20代	64	4.1%
3. 30代	185	11.9%
4. 40代	302	19.4%
5. 50代	160	10.3%
6. 60代	167	10.7%
7. 70代	228	14.7%
8. 80代以上	101	6.5%
無回答	1	0.1%
計	1,554	100.0%

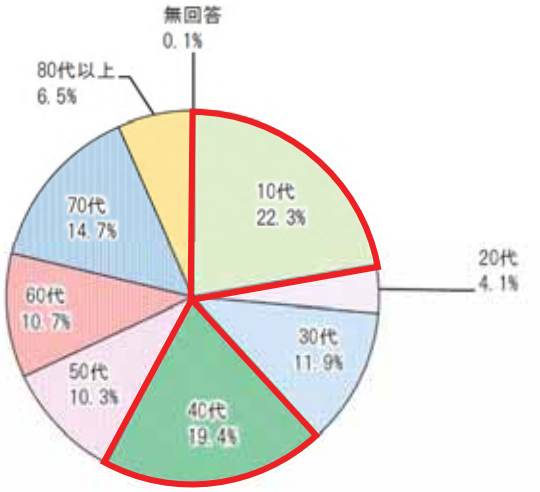

(2) 日常的な移動手段、歩行の補助に使用しているもの

日常的な移動手段は、「特に使用しているものはない」が 86.3%で最も多く、次いで「ベビーカー」が 4.3%となっています。

選択肢	件数	0% 20% 40% 60% 80% 100%
1. 特に使用しているものはない	1,341	86.3%
2. 車椅子	25	1.6%
3. 電動車椅子(シニアカー等含む)	7	0.5%
4. 白杖	5	0.3%
5. 盲導犬	0	0.0%
6. 歩行器	15	1.0%
7. 義足・義手や人工関節	12	0.8%
8. 杖(松葉杖等含む)	51	3.3%
9. ベビーカー	67	4.3%
10. その他	74	4.8%
無回答	7	0.5%
計	1,604	

集計母数 1,554 人

(3) よく利用する施設

よく利用する施設は、「守谷テラス」が 63.2%で最も多く、次いで「新守谷駅」が 47.6%となっています。

選択肢	件数	
1. 新守谷駅	740	47.6%
2. 守谷テラス	982	63.2%
3. 守谷久保ケ丘郵便局	694	44.7%
4. 公園	493	31.7%
5. 学校	582	37.5%
6. 守谷総合第一病院	696	44.8%
7. 保育園・幼稚園	237	15.3%
8. 商業施設等	385	24.8%
9. その他	256	16.5%
計	5,065	

集計母数 1,554 人

(4) 新守谷駅の利用目的

新守谷駅の利用目的について、「新守谷駅に行くことはない」が 53.1%となっています。周辺住民を対象とした調査票のみの集計結果では、69.3%となり、全体集計よりも駅利用者の割合が少なくなっています。

■全体集計

選択肢	件数	比率
1. 新守谷駅に行くことはない	819	53.1%
2. 通勤	124	8.0%
3. 通学	215	13.9%
4. 通院	22	1.4%
5. 買い物	93	6.0%
6. 観光等	60	3.9%
7. 行政手続き	1	0.1%
8. その他	191	12.4%
無回答	17	1.1%
計	1,542	100.0%

複数回答による集計除外 12 人

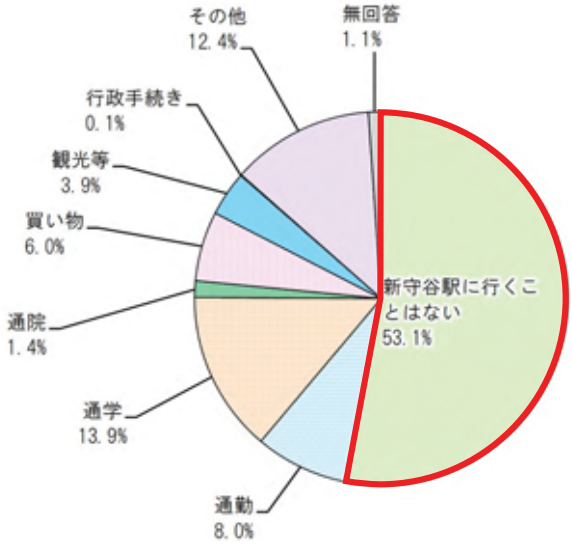

■調査票のみ集計
（周辺住民）

選択肢	件数	比率
1. 新守谷駅に行くことはない	607	69.3%
2. 通勤	44	5.0%
3. 通学	10	1.1%
4. 通院	18	2.1%
5. 買い物	43	4.9%
6. 観光等	41	4.7%
7. 行政手続き	0	0.0%
8. その他	96	11.0%
無回答	17	1.9%
計	876	100.0%

複数回答による集計除外 12 人

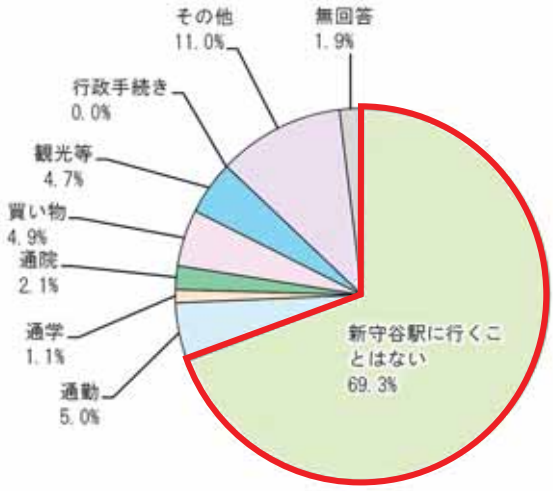

(5) 移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障の有無

移動に対する支障の有無は、「ない」が61.8%、「ある」が35.5%となっています。

選択肢	件数	比率
1. ある	552	35.5%
2. ない	961	61.8%
無回答	41	2.6%
計	1,554	100.0%

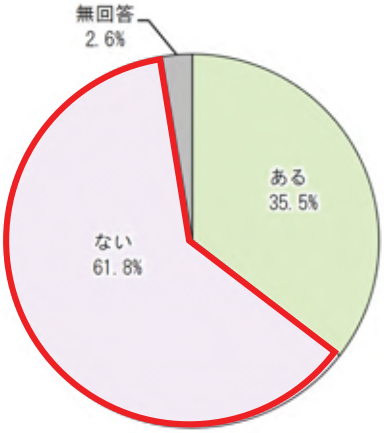

移動に対する支障が「ある」と回答した人が、支障があると感じている施設は、「新守谷駅」が73.9%で最も多く、次いで「駅や施設に向かう道路」が35.0%となっています。

新守谷駅については、支障のある設備として、「エレベーターなど昇降機の設置や配置」が特に多く（57.2%）挙げられており、次いで「自家用車などの送迎スペースの設置や配置」が挙げられています。

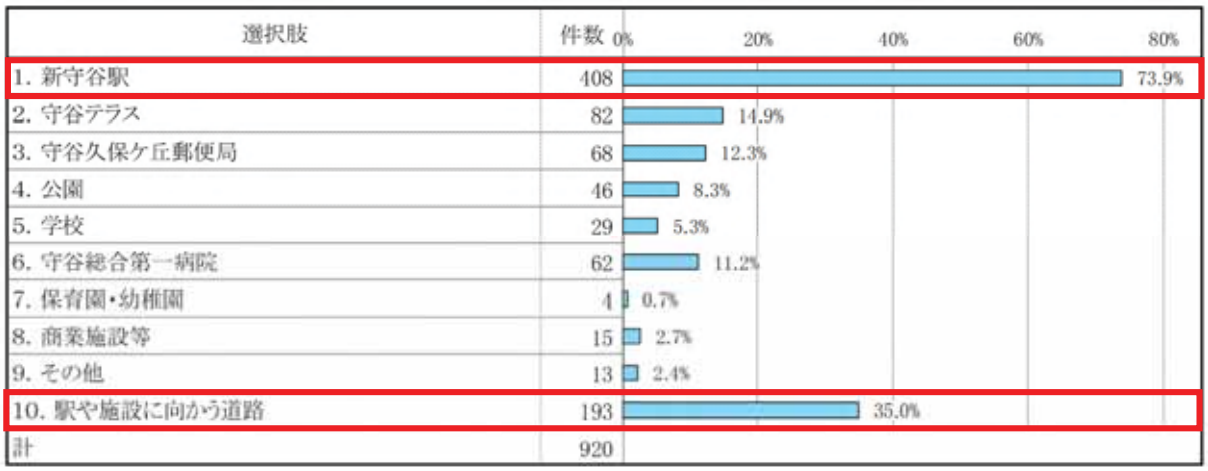

集計母数 552 人

（比率）

選択肢	①新守谷駅	②守谷テラス	③守谷久保ケ丘郵便局	④公園	⑤学校	⑥守谷総合第一病院	⑦保育園・幼稚園	⑧商業施設等	⑨その他	⑩駅や施設に向かう道路
1. エレベータなど昇降機の設置や配置	57.2%	3.4%	0.4%	0.4%	2.0%	1.6%	0.2%	0.0%	0.7%	14.7%
2. 手すりの設置や配置	12.1%	2.5%	1.8%	0.5%	0.9%	2.0%	0.2%	0.4%	0.0%	4.3%
3. 誘導ブロックの設置や配置	4.2%	1.3%	1.8%	0.7%	0.4%	1.4%	0.2%	0.4%	0.2%	2.7%
4. 点字板の設置や配置	1.8%	0.9%	0.5%	0.7%	0.4%	0.5%	0.0%	0.0%	0.2%	1.4%
5. 案内板など案内表示の設置や配置	7.1%	3.3%	1.3%	0.7%	0.4%	1.4%	0.2%	0.0%	0.4%	3.1%
6. 音声による案内の設置や配置	2.9%	1.4%	0.5%	0.4%	0.0%	1.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.7%
7. トイレの設置や設備	19.9%	2.9%	3.4%	3.3%	0.5%	0.9%	0.0%	0.4%	0.4%	3.1%
8. 通路の幅	9.4%	2.2%	2.4%	0.5%	0.5%	2.0%	0.2%	0.0%	0.4%	11.4%
9. 入口や通路に段差がある	20.8%	6.0%	2.7%	1.6%	0.7%	2.2%	0.0%	0.5%	0.5%	12.7%
10. 身障者用駐車マスの設置や配置	5.8%	2.4%	2.5%	1.1%	0.0%	2.2%	0.0%	0.2%	0.0%	1.1%
11. 自家用車などの送迎スペースの設置や配置	25.4%	4.0%	6.2%	4.3%	2.2%	6.2%	0.4%	1.6%	0.2%	4.5%

集計母数 552 人（移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障が「ある」と回答した方）

※ 10%を超える選択肢を着色

(6) 参考　移動に際し歩行の補助を利用されている方に関するクロス集計

「(２) 日常的な移動手段、歩行の補助に使用しているもの」で２～９の回答者は、移動に際し歩行の補助を利用されている（以下、「歩行の補助を使用している」という。）方です。

この方々の回答について「(４) 新守谷駅の利用目的」とのクロス集計を行ったところ、「新守谷駅に行くことはない」と回答された方は 55.7%でした。(全体集計では 53.1%)

同様に、歩行の補助を使用している方について「(５) 移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障の有無」とクロス集計を行ったところ、「新守谷駅」で「移動の支障がある」と回答した方は、48.8%でした。(全体集計では 35.5%)

また、歩行の補助を使用している方のうち新守谷駅を利用する方として抽出すると「(５) 移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障の有無」に「支障がある」と回答した方の割合は 65.2%となります。

■新守谷駅の利用目的（歩行の補助を使用している方）

選択肢	件数	比率
1. 新守谷駅に行くことはない	88	55.7%
2. 通勤	14	8.9%
3. 通学	14	8.9%
4. 通院	8	5.1%
5. 買い物	8	5.1%
6. 観光等	8	5.1%
7. 行政手続き	0	0.0%
8. その他	13	8.2%
無回答	5	3.2%
計	158	100.0%

複数回答による集計除外４人

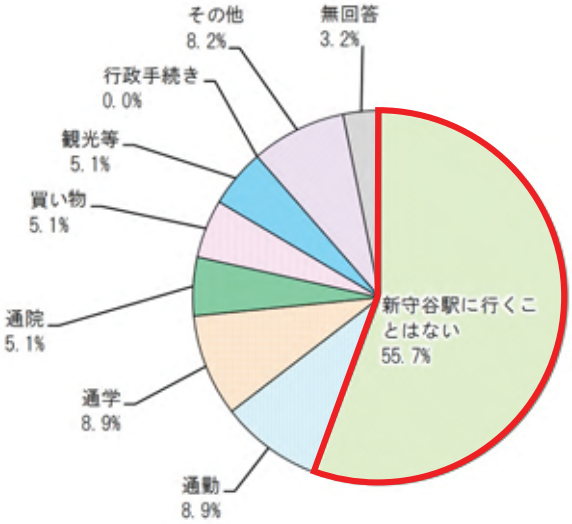

■新守谷駅における移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障の有無（歩行の補助を使用している方）

選択肢	件数	比率
1. ある	79	48.8%
2. ない	67	41.4%
無回答	16	9.9%
計	162	100.0%

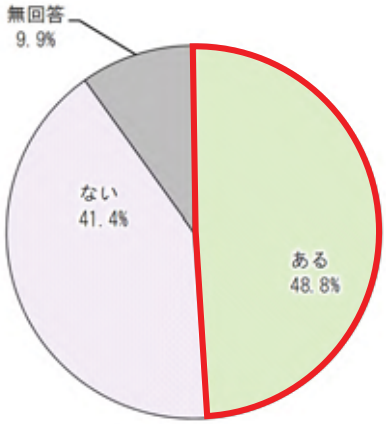

■新守谷駅を利用する方の移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障の有無（歩行の補助を使用している方）

選択肢	件数	比率
1. ある	45	65.2%
2. ない	22	31.9%
無回答	2	2.9%
計	69	100.0%

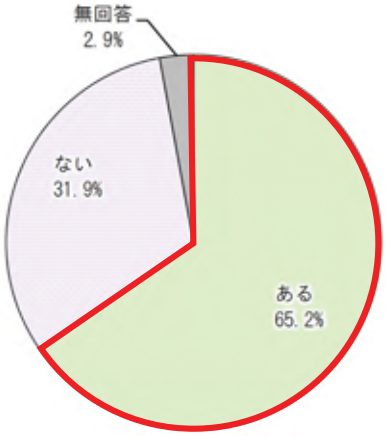

■移動の円滑性・安全性・利便性に支障があると感じている施設・項目

歩行の補助を使用している方で、移動に対する支障が「ある」と回答した方が、支障があると感じている施設は、「新守谷駅」が 70.9%で最も多く、次いで「駅や施設に向かう道路」が 32.9%となっています。

新守谷駅については、支障のある設備として、「エレベーターなど昇降機の設置や配置」が特に多く（63.3%）挙げられており、次いで「入口や通路に段差がある」「トイレの設置や設備」が挙げられています。

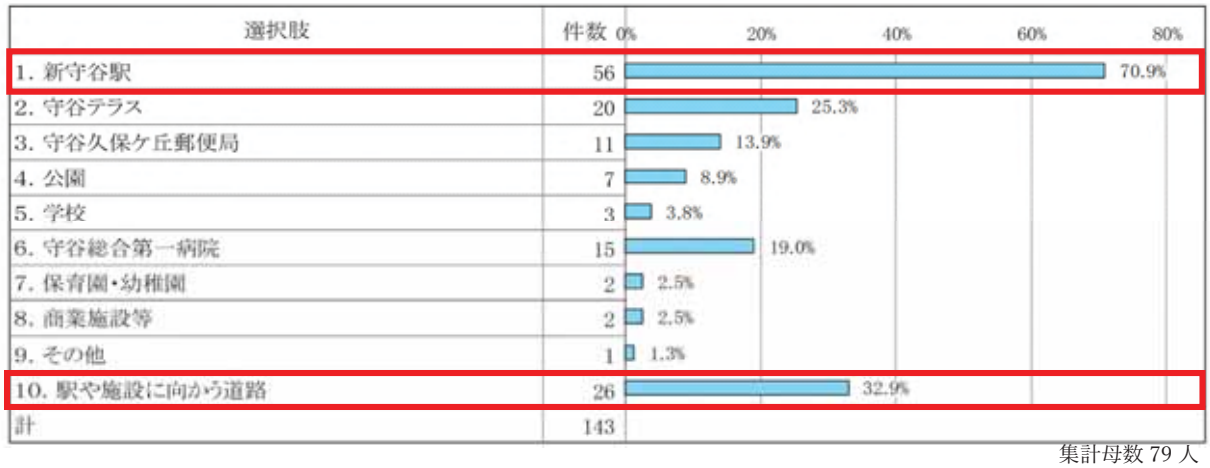

集計母数 79 人

（比率）

選択肢	①新守谷駅	②守谷テラス	③守谷久保ケ丘郵便局	④公園	⑤学校	⑥守谷総合第一病院	⑦保育園・幼稚園	⑧商業施設等	⑨その他	⑩駅や施設に向かう道路
1. エレベータなど昇降機の設置や配置	63.3%	7.6%	1.3%	1.3%	2.5%	2.5%	1.3%	0.0%	1.3%	11.4%
2. 手すりの設置や配置	15.2%	5.1%	2.5%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	2.5%	0.0%	3.8%
3. 誘導ブロックの設置や配置	6.3%	3.8%	3.8%	1.3%	1.3%	2.5%	1.3%	1.3%	0.0%	1.3%
4. 点字板の設置や配置	0.0%	2.5%	0.0%	1.3%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
5. 案内板など案内表示の設置や配置	7.6%	6.3%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%
6. 音声による案内の設置や配置	2.5%	5.1%	1.3%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	1.3%	0.0%	1.3%
7. トイレの設置や設備	25.3%	6.3%	7.6%	3.8%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
8. 通路の幅	11.4%	3.8%	2.5%	0.0%	1.3%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	10.1%
9. 入口や通路に段差がある	29.1%	10.1%	2.5%	2.5%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	12.7%
10. 身障者用駐車マスの設置や配置	10.1%	11.4%	5.1%	1.3%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%
11. 自家用車などの送迎スペースの設置や配置	21.5%	7.6%	3.8%	1.3%	0.0%	10.1%	1.3%	0.0%	0.0%	6.3%

集計母数 79 人（移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障が「ある」と回答した方）

※ 10%を超える選択肢を着色

(7) 参考　60 代以上の方に関するクロス集計

回答者のうち 60 代以上の方を抽出し「(４) 新守谷駅の利用目的」とのクロス集計を行ったところ、「新守谷駅に行くことはない」と回答された方は 66.8%でした。(全体集計では 53.1%)

同様に、60 代以上の方について「(５) 移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障の有無」とクロス集計を行ったところ、「新守谷駅」で「移動の支障がある」と回答した方は、27.8%でした。(全体集計では 35.5%)

また、60 代以上で新守谷駅を利用する方として抽出すると「(５) 移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障の有無」に「支障がある」と回答した方の割合は 45.3%となります。

■新守谷駅の利用目的（60 代以上の方）

選択肢	件数	比率
1. 新守谷駅に行くことはない	326	66.8%
2. 通勤	27	5.5%
3. 通学	2	0.4%
4. 通院	17	3.5%
5. 買い物	21	4.3%
6. 観光等	24	4.9%
7. 行政手続き	1	0.2%
8. その他	56	11.5%
無回答	14	2.9%
計	488	100.0%

複数回答による集計除外８人

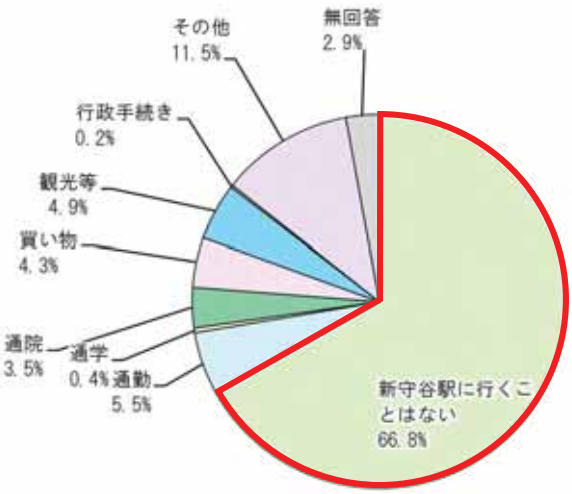

■新守谷駅における移動の円滑性･安全性･利便性に対する支障の有無（60 代以上の方）

選択肢	件数	比率
1. ある	138	27.8%
2. ない	323	65.1%
無回答	35	7.1%
計	496	100.0%

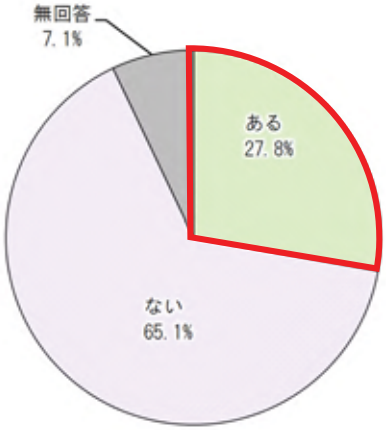

■新守谷駅を利用する方の移動の円滑性･安全性･利便性に対する支障の有無（60 代以上の方）

選択肢	件数	比率
1. ある	67	45.3%
2. ない	76	51.4%
無回答	5	3.4%
計	148	100.0%

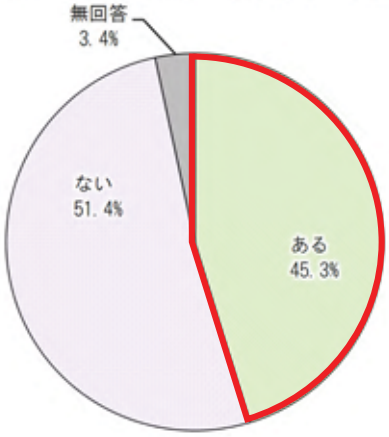

■移動の円滑性･安全性･利便性に支障があると感じている施設･項目

60 代以上の方で、移動に対する支障が「ある」と回答した方が、支障があると感じている施設は、「新守谷駅」が 65.9%で最も多く、次いで「駅や施設に向かう道路」が 30.4%となっています。

その中でも、支障のある設備として、新守谷駅の「エレベーターなど昇降機の設置や配置」が特に多く挙げられている他、次いで「入口や通路に段差がある」「自家用車などの送迎スペースの設置や配置」が挙げられています。

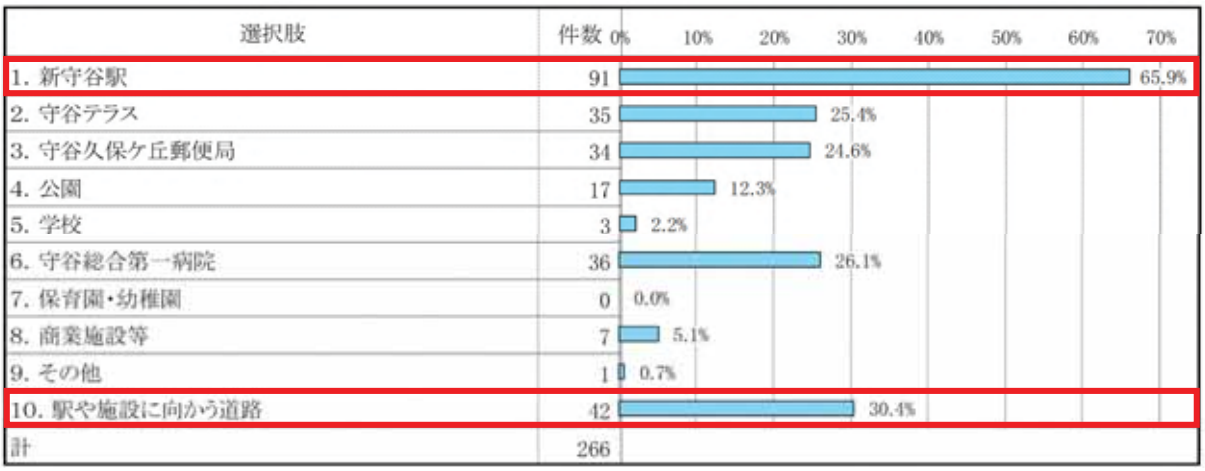

集計母数 138 人

（比率）

選択肢	①新守谷駅	②守谷テラス	③守谷久保ケ丘郵便局	④公園	⑤学校	⑥守谷総合第一病院	⑦保育園･幼稚園	⑧商業施設等	⑨その他	⑩駅や施設に向かう道路
1. エレベータなど昇降機の設置や配置	52.9%	5.8%	0.7%	0.7%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	9.4%
2. 手すりの設置や配置	10.1%	5.1%	3.6%	0.7%	0.0%	2.9%	0.0%	0.7%	0.0%	4.3%
3. 誘導ブロックの設置や配置	2.9%	1.4%	4.3%	1.4%	0.0%	2.2%	0.0%	0.7%	0.0%	5.8%
4. 点字板の設置や配置	1.4%	1.4%	0.7%	1.4%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%
5. 案内板など案内表示の設置や配置	8.0%	6.5%	3.6%	1.4%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	5.1%
6. 音声による案内の設置や配置	2.9%	3.6%	1.4%	0.7%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
7. トイレの設置や設備	16.7%	4.3%	6.5%	4.3%	0.0%	1.4%	0.0%	0.7%	0.7%	2.9%
8. 通路の幅	4.3%	2.2%	6.5%	0.7%	1.4%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%	10.1%
9. 入口や通路に段差がある	23.2%	10.1%	5.8%	3.6%	0.7%	5.1%	0.0%	2.2%	0.0%	15.2%
10. 身障者用駐車マスの設置や配置	7.2%	2.9%	5.1%	2.2%	0.0%	4.3%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%
11. 自家用車などの送迎スペースの設置や配置	22.5%	5.1%	13.0%	8.0%	1.4%	13.8%	0.0%	2.2%	0.0%	3.6%

集計母数 138 人（移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障が「ある」と回答した方）

※ 10%を超える選択肢を着色

(8) 参考　新守谷駅を利用される方に関するクロス集計

「(４) 新守谷駅の利用目的」で「１ 新守谷駅に行くことはない」と「無回答」を除いて、新守谷駅を利用する方として抽出すると「(５) 移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障の有無」に「支障がある」と回答した方の割合は 51.8%となります。(全体集計では 35.5%)

■駅への移動手段（新守谷駅を利用される方）

選択肢	件数	比率
1. 新守谷駅に行くことはない	13	1.9%
2. 自家用車(駐車場に駐車)	33	4.7%
3. 自家用車(送迎等)	78	11.1%
4. バス	39	5.6%
5. タクシー	3	0.4%
6. バイク	8	1.1%
7. 自転車	102	14.6%
8. 徒歩	183	26.1%
9. 関東鉄道常総線等の鉄道	239	34.1%
無回答	2	0.3%
計	700	100.0%

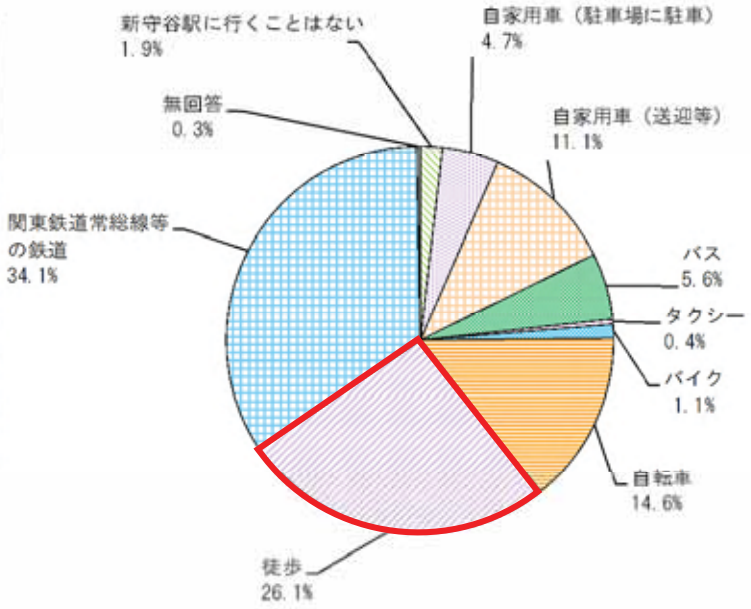

■移動の円滑性･安全性･利便性に対する支障の有無（新守谷駅を利用される方）

選択肢	件数	比率
1. ある	366	51.8%
2. ない	333	47.2%
無回答	7	1.0%
計	706	100.0%

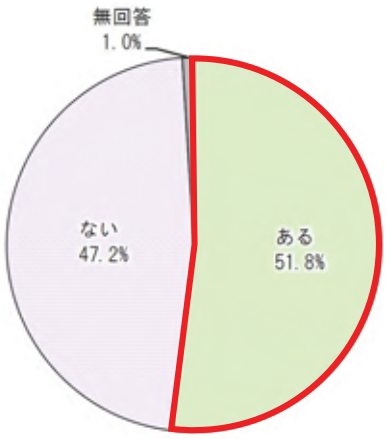

■移動の円滑性・安全性・利便性に支障があると感じている施設・項目（新守谷駅を利用される方）

駅利用者の方で、移動に対する支障が「ある」と回答した方が、支障があると感じている施設は、「新守谷駅」が 87.2%で最も多く、次いで「駅や施設に向かう道路」が 36.9%となっています。

新守谷駅については、支障のある設備として、「エレベーターなど昇降機の設置や配置」が特に多く挙げられており、次いで「自家用車などの送迎スペースの設置や配置」「入口や通路に段差がある」が挙げられています。

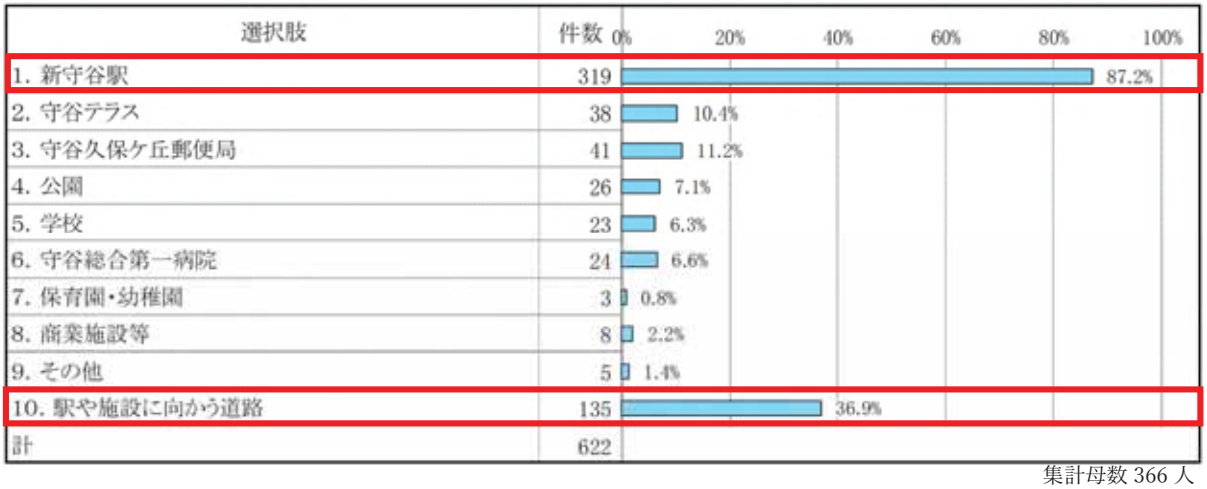

集計母数 366 人

（比率）

選択肢	①新守谷駅	②守谷テラス	③守谷久保ケ丘郵便局	④公園	⑤学校	⑥守谷総合第一病院	⑦保育園・幼稚園	⑧商業施設等	⑨その他	⑩駅や施設に向かう道路
1. エレベータなど昇降機の設置や配置	70.2%	1.9%	0.5%	0.3%	2.7%	1.1%	0.3%	0.0%	0.5%	19.4%
2. 手すりの設置や配置	14.2%	1.6%	1.1%	0.3%	1.4%	1.6%	0.3%	0.5%	0.0%	5.5%
3. 誘導ブロックの設置や配置	4.9%	1.1%	1.6%	0.8%	0.5%	1.1%	0.3%	0.3%	0.0%	3.3%
4. 点字板の設置や配置	2.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%
5. 案内板など案内表示の設置や配置	8.5%	2.7%	1.9%	0.5%	0.5%	0.8%	0.3%	0.0%	0.5%	3.0%
6. 音声による案内の設置や配置	3.3%	0.5%	0.3%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	0.3%	0.0%	1.1%
7. トイレの設置や設備	21.0%	1.6%	3.0%	2.5%	0.5%	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	4.1%
8. 通路の幅	11.2%	0.8%	1.9%	0.5%	0.5%	0.8%	0.3%	0.0%	0.0%	8.5%
9. 入口や通路に段差がある	24.9%	4.4%	2.7%	0.8%	1.1%	1.6%	0.0%	0.3%	0.0%	12.8%
10. 身障者用駐車マスの設置や配置	5.2%	1.6%	1.6%	0.8%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
11. 自家用車などの送迎スペースの設置や配置	30.3%	3.3%	5.2%	4.1%	2.2%	3.6%	0.3%	1.1%	0.0%	4.6%

集計母数 366 人（移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障が「ある」と回答した方）

※ 10%を超える選択肢を着色

(9) 新守谷駅や新守谷駅周辺における移動の円滑性・安全性・利便性に対する支障について

新守谷駅や新守谷駅周辺の全般について、移動の円滑性・安全性・利便性に対して支障があると感じていることは、「特にない」を除き、「新守谷駅東西の往来の利便性」が 16.0%と最も多く、次いで「バスの利便性（本数・バス停の位置など）」が 15.8%となっています。また、自由意見としてはバスの利便性に関する意見が最も多く、次いで駅と新守谷駅周辺に階段しかない点が挙げられています。

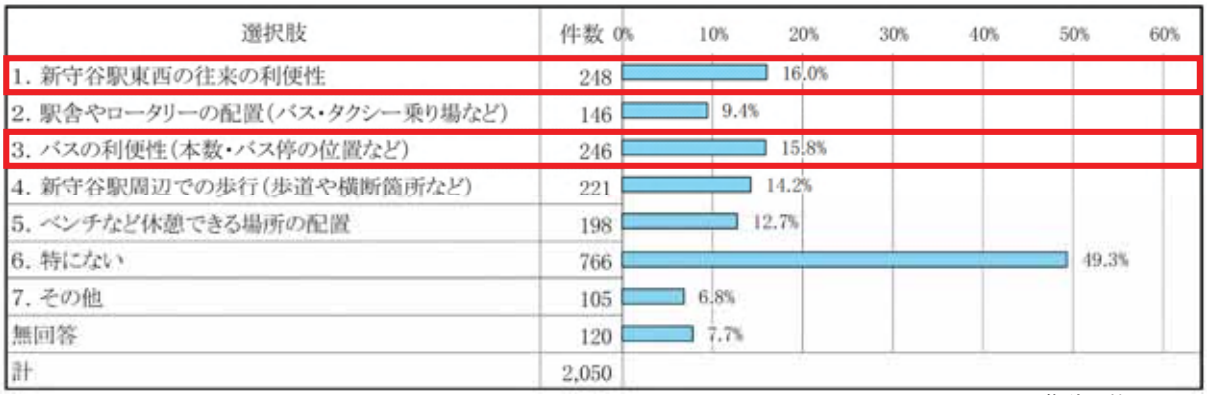

集計母数 1,554 人

表 4-1 各項目に対応する自由記入の件数

項目	件数
①新守谷駅東西の往来の利便性	123
②駅舎やロータリーの配置（バス・タクシー乗り場など）	80
③バスの利便性（本数・バス停の位置など）	161
④新守谷駅周辺での歩行（歩道や横断箇所など）	136
⑤ベンチなど休憩できる場所の配置	92
その他	75
合計	667

■自由記入の主な回答内容

①新守谷駅東西の往来の利便性

・歩道橋（きずな橋）はあるが、階段しかなく通りづらい

・雨天時に滑る　・ルートが他にない

②駅舎やロータリーの配置（バス・タクシー乗り場など）

・ロータリーが狭く、送迎しづらい（トラックが多い）　・駅に上がるには階段しかない

③バスの利便性

・バスの本数が少ない　・最終便の時間が早い

④新守谷駅周辺での歩行（歩道や横断箇所など）

・駅前の歩道橋に階段しかない　・舗装が劣化している　・国道 294 号の横断が危ない

⑤ベンチなど休憩できる場所の配置

・公園以外にもベンチがあると良い　・駅にベンチが少ない

第５章
本地区のバリアフリー化に向けた課題

第５章　本地区のバリアフリー化に向けた課題

前章までを踏まえ、本地区におけるバリアフリー化に向けた課題を次のように整理します。

課題①　新守谷駅における円滑な移動の確保
（現状のまとめ） ・新守谷駅は、駅舎及び駅へのアクセス経路等にバリアがあることから、利用しにくいと感じられており周辺住民にあまり利用されていない状況です。 ・橋上駅にも関わらず、駅へアクセスする経路と改札からホームに降りる場所にエレベーターが設置されていない等、移動をする上で支障がある状況です。 ・駅前広場では、ロータリーと歩道に段差があり一般車やタクシーの乗降がしにくく、バス停・駐車場のバリアフリー化や円滑な移動のための経路が確保されていない状況です。 （課題） ・駅を利用する高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方を含めた誰もが一人で安心して行き来することができ、公共交通を利用できる環境づくりが必要です。
課題②　新守谷駅と周辺施設を結ぶ経路における円滑な移動の確保
（現状のまとめ） ・新守谷大通りをはじめとする新守谷駅周辺の道路は、地形的な要因もあり歩道に勾配がある箇所が散見されます。 ・現地踏査を通じて、整備から約 40 年が経過し舗装の劣化等が生じている他、視覚障がい者誘導用ブロックが整備されていないことや音響式信号機が設置されていないことなど、円滑な移動に支障がある状況が確認されました。 （課題） ・段差や急こう配箇所等の課題箇所の改善を行い、駅や周辺施設へ円滑に移動できる道路環境づくりが必要です。
課題③　新守谷駅及び周辺施設における誰もが利用しやすい環境の確保
（現状のまとめ） ・新守谷駅周辺の施設では、外構部分の段差や視覚障がい者誘導用ブロックの設置が途切れている等のバリアとなる状況が確認されました。 ・現地踏査では、新守谷駅のバリアフリー化に向けて、改札口の拡幅やバリアフリートイレ、券売機等の施設・設備設置についても意見がありました。 （課題） ・施設管理者と協議の上、誰もが利用しやすい環境づくりが必要です。

第６章
守谷市のバリアフリーの基本的な考え方

第６章　守谷市のバリアフリーの基本的な考え方

1.　バリアフリーの目標

高齢化の進行や将来的に人口が減少していくことを見据え、都市計画マスタープランでは、「緑きらめく大地で人々がふれあい、幸せに暮らし続けるまち」の実現が求められています。そのため、本市の安心で快適に暮らすことのできる住環境の魅力を高め、居住地として選ばれていくことが重要です。

本地区においては、新守谷駅等へ、高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方を含めた誰もが円滑に移動し、公共交通機関に乗り換えられる環境整備を行うことで、暮らしやすく、出かけようという気持ちになるようなまちを形成していくことを目標として定めます。

【バリアフリーの目標】
誰もが外出を愉しめ、いつまでも幸せに暮らし続けるまち

2.　基本方針

バリアフリーの目標を実現するための基本方針を以下に整理します。

【基本方針①】新守谷駅や周辺施設へスムーズに移動できるバリアフリー化

誰もが一人でも新守谷駅へアクセスし利用ができるバリアフリー化に取り組みます。

また、ルート上にある施設についても快適に利用できるよう関係者間で連携の上、バリアフリー化に取り組みます。

【基本方針②】今ある道路等をよりよく保つバリアフリー化

新守谷大通りをはじめ、既に整備された道路等を将来にわたって活用できるよう、必要に応じてバリアフリー化の改修を行い、長く使い続けられるように適切な維持管理に取り組みます。

【基本方針③】心のバリアフリー※4の推進

ハード面の施設整備だけでなく、高齢者や障がいをお持ちの方及び子ども連れの方に対する理解を深め「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。また、整備した環境を快適に使い続けられるよう、利用マナーに関する意識啓発に取り組みます。

※4 心のバリアフリー：ユニバーサルデザイン 2020 行動計画では、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこととし、次の 3 点が「心のバリアフリー」のポイントとして示されています。
①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること
②障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること
③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと

第７章
重点整備地区について

第７章　重点整備地区について

1.　基本的な考え方

(1)　重点整備地区の要件

重点整備地区とは、市として重点的にバリアフリー化を進めていく地区です。バリアフリー化することで効果が上がりやすいとされる、鉄道駅などの旅客施設、公共・公益施設や利用者の多い店舗を生活関連施設と位置づけ、生活関連施設間を徒歩で移動するための道路（生活関連経路）を含めた区域を重点整備地区として指定することができます。

バリアフリー法第２条第１項第 24 号[※5]では、重点整備地区として指定することができる地区の要件として、次の事項を定めています。

・生活関連施設の所在地を含み、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区 ・バリアフリー化事業が特に必要な地区 ・バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能[※6]の増進を図る上で有効かつ適切な地区

(2)　本地区における考え方

新守谷駅は駅前広場を有しており、バスや自動車等から鉄道に乗換ができるため、公共交通機関の結節点となっています。しかしながら、駅へ向かうための歩道橋や駅舎がバリアフリー化されておらず、階段でしか利用できない状況となっています。

そこで、新守谷駅及び周辺施設のバリアフリー化を進めることで、これまで駅を利用できなかった方が駅や周辺施設を利用できるようにするため、駅を起点として徒歩圏（500-1,000m）に位置している生活関連施設と、駅と施設を結ぶ生活関連経路を踏まえ、それらを相互に結び、徒歩等で移動できる区域を重点整備地区に設定します。

なお、重点整備地区の設定にあたっては、生活関連施設の敷地界や生活関連経路となる道路境界等、明確な境界線を基に定めます。

※5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）

第二条

二十三　移動等円滑化促進地区　次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ　生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること

二十四　重点整備地区　次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ　前号イに掲げる要件

ロ　生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ　当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

※6 都市機能：高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等

2. 生活関連施設の設定

(1) 法律等の規定

バリアフリー法第２条第１項第 23 号イ[※7]では、生活関連施設は「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。」とされています。

また、国の基本方針では、生活関連施設について「相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である」と定められています。

表 7-1　想定される生活関連施設

区分	種類
公官庁等	都道府県庁、市役所、区役所、役場 郵便局、銀行、ATM 警察署（交番を含む）、裁判所 市民・地区センター、コミュニティセンター等 都道府県税事務所、税務署
教育・文化施設等	図書館 市民会館、市民ホール、文化ホール 学校（小・中・高等学校） 公民館 博物館・美術館・音楽館、資料館
保健・医療・福祉施設	病院・診療所 総合福祉施設、老人・障がい者福祉施設等
商業施設	大規模小売店舗等 商店街等（地下街を含む）
宿泊施設	ビジネスホテル、シティホテル棟
公園・運動施設	公園 体育館・武道館その他屋内施設
その他の施設	結婚式場、葬祭場等冠婚葬祭に関わる施設 観光施設 路外駐車場

資料：移動円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン

※7 P53 参照

(2) 本地区における考え方

本地区では、駅から1㎞圏に立地している多数の人が利用している施設として、ガイドラインに基づいて、次の施設を生活関連施設とします。

表 7-2 生活関連施設一覧

区分	施設名称
官公庁等行政施設	守谷久保ヶ丘郵便局、取手警察署久保ヶ丘交番
教育・文化施設等	文化会館
商業施設	守谷テラス
旅客施設	新守谷駅

3. 生活関連経路の設定

(1) 法律の規定

バリアフリー法第２条第１項第 23 号ロ※8では、生活関連経路は「生活関連施設相互間の経路」と規定されており、生活関連施設を結ぶ道路、駅前広場及び通路等で構成されます。

(2) 本地区における考え方

本地区では、前項で整理した生活関連施設の立地状況を踏まえ、次の路線を生活関連経路に設定します。

表 7-3 生活関連経路一覧

路線名	道路延長及び面積	備考
北守谷板戸井線（新守谷大通り）	920m	
市道 2025 号線	90m	
駅前歩道橋	120m	
新守谷駅駅前広場	6,300 ㎡	
国道 294 号	20m	横断歩道部分
きずな橋	95m	新守谷駅自由通路線

※8 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）

第二条

二十三　移動等円滑化促進地区　次に掲げる要件に該当する地区をいう。

ロ　生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。

4. 重点整備地区の設定

「2.生活関連施設の設定」、「3.生活関連経路の設定」を踏まえ、生活関連施設及び生活関連経路を含む、下図に示す区域（約 8.2ha）を重点整備地区に定めます。

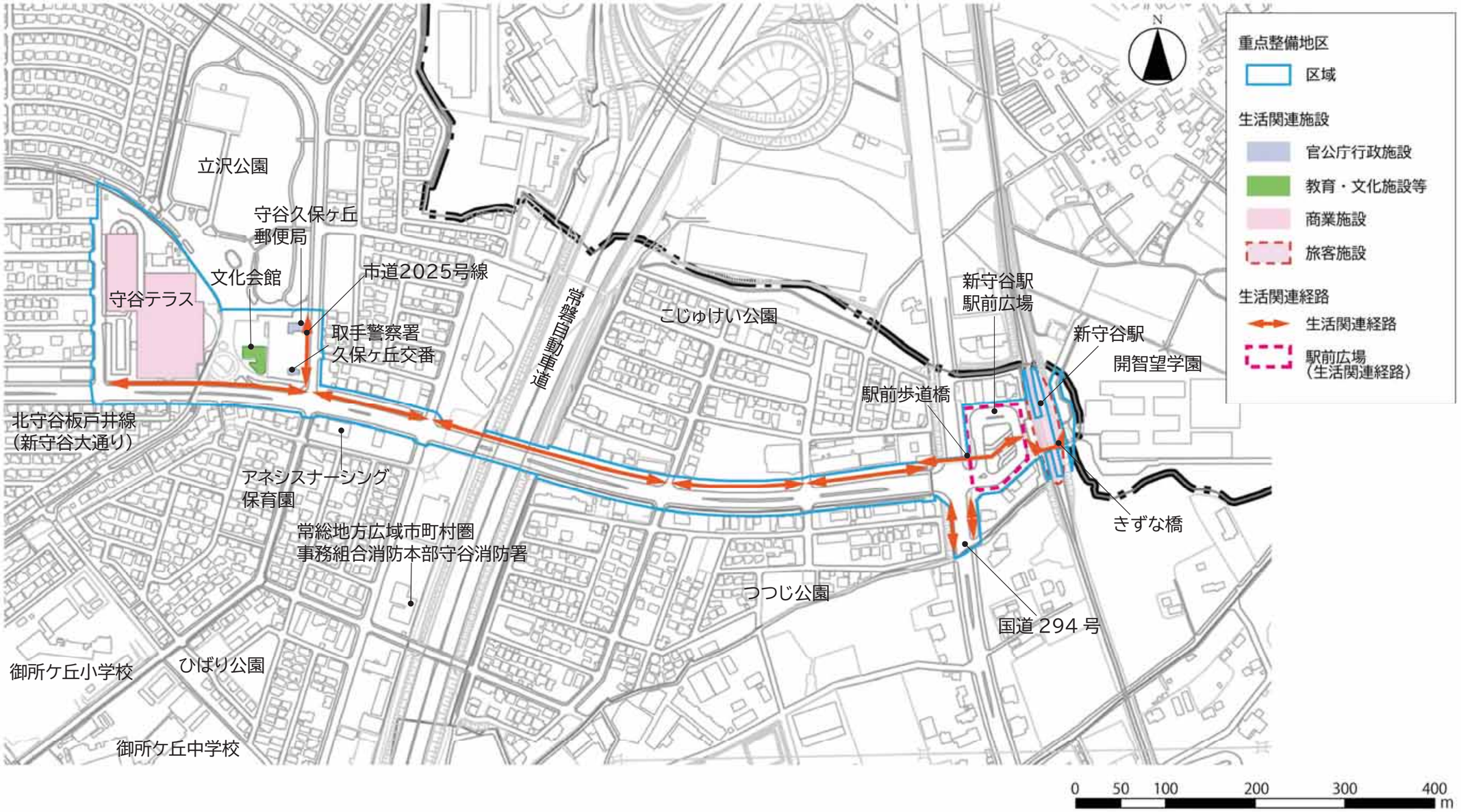

図 7-1 重点整備地区

第８章
重点整備地区の整備について

第８章　重点整備地区の整備について

1.　バリアフリー化の考え方

バリアフリー化にあたっては、高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方が円滑に移動できるよう、誰もが利用しやすい駅、道路、公共交通機関及び建築物等を、次に示す考え方に基づいて整備等を行います。それぞれの施設管理者は、これらの考え方を踏まえ、可能なところから施設のバリアフリー化に努めるものとします。

また、ハード面の整備だけでなく、高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方が感じる困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーの推進についても並行して取り組みます。

(1)　駅のバリアフリー化（公共交通特定事業）

整備についての考え方	事業内容
駅出入口からホームへの経路は、エレベーターを設置するなどして高低差を解消し、誰もが介助等を必要とせずに移動できるようにします。	改札階とホームの往来の向上（エレベーター等）
階段は、転倒・転落を防ぐため、段を容易に識別できるようにします。また、付近の段差を解消することでつまずきにくい構造とします。	ホーム階段の段差解消
手すりは、つかまりやすい位置や高さ等を考慮して設置します。	手すりの改善（ホーム・外階段）
	２段手すりの設置
視覚障がい者誘導用ブロックは、外部との連続性や利用者の動線を考慮して設置します。	視覚障がい者誘導用ブロックの設置（入口付近）
視覚障がい者誘導用ブロックは、設置位置の床材と組み合わせた際、視認しやすい色彩のものを採用します。	視覚障がい者誘導用ブロックの視認性の向上
案内サインは、表示方法、デザインや設置場所を考慮し、誰もがすぐに見つけることができ、視認しやすいものとします。	案内板の設置
券売機、改札口、トイレや階段等の主要な施設・設備は、視覚障がいをお持ちの方に配慮し、位置及び内容を知らせる音声案内を設置します。	音声案内設備の設置
既設の券売機は、高さを低くする、蹴込みを設ける等の対策によって、誰もが利用しやすいよう改善します。	券売機の改善
既設のトイレは、入口の幅を広げる、手すりをつかまりやすい位置に設置する、手洗い台の角をなくすなどして安全に使用できるよう改善します。	トイレの改善

新たに設置する駅内の施設・設備は、拡幅改札口やバリアフリートイレ等、誰もが利用しやすいものとします。	幅の広い改札の設置
	バリアフリートイレの設置
駅内の照明は、移動に充分な明るさを確保できるよう考慮します。	駅舎の照明の調整

(2) 道路等のバリアフリー化（道路特定事業）

整備についての考え方	事業内容
生活関連経路は、勾配を解消し、誰もが安全で快適に移動できる構造とします。また、歩行者、車椅子及びベビーカーに配慮し、滑りにくい舗装や構造とします。	勾配の解消
	排水施設の蓋の改修
生活関連経路の柱等の構造物は、視覚障がいをお持ちの方の衝突等を防ぐため、視認しやすいものとします。	柱の視認性向上
生活関連経路の休憩施設は、上屋や椅子を改修して快適に利用できるようにします。	休憩施設の改修
歩道の幅員は、車椅子使用者がすれ違うことのできる幅を連続的に確保します。	有効幅員の確保（ボラード横）
歩道は、段差をなくしつまずきを防止します。タイルや視覚障がい者誘導用ブロックの剥がれがある箇所は補修します。	舗装の改修
	舗装・視覚障がい者誘導用ブロックの補修
	交差点部の段差解消
視覚障がい者誘導用ブロックは、利用者の動線を考慮して連続的に設置します。	視覚障がい者誘導用ブロックの設置
立体横断施設は、エレベーターを設置するなどして高低差を解消し、誰もが介助等を必要とせずに移動できるようにします。	駅前歩道橋と北守谷大通りの往来の向上（エレベーター等）
	きずな橋と駅東口の往来の向上（エレベーター等）
	駅前広場と駅前歩道橋の往来の向上（エレベーター等）

(3) 交通安全施設等のバリアフリー化（交通安全特定事業）

整備についての考え方	事業内容
信号機は、高齢者及び視覚障がいをお持ちの方の安全を確保するため、バリアフリーに対応した信号機を整備します。	バリアフリー信号機の設置
既存の高齢者等感応式信号機は、適切な音量に調整します。	高齢者等感応式信号機の音量調整

横断歩道は、視覚障がいをお持ちの方の道路横断に配慮し、エスコートゾーンを設置します。	エスコートゾーンの設置

(4) 建築物のバリアフリー化（建築物特定事業）

整備についての考え方	事業内容
生活関連施設の外構は、歩行者、車椅子やベビーカーに配慮し、滑りにくい舗装や構造とします。	排水施設の蓋の改修
生活関連施設は、段差をなくしつまずきを防止します。タイルや視覚障がい者誘導用ブロックの剥がれがある箇所は補修します。	段差解消
	駐車場の改修
	視覚障がい者誘導用ブロックの補修
既設のスロープは、利用者にとって過度な勾配にならないように改善します。	スロープの改善

(5) 心のバリアフリー（教育啓発特定事業）

整備についての考え方	事業内容
高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方が感じる困難について理解を深めるため、各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等を推進します。	小学校福祉体験学習
	教員向け福祉体験学習
	高齢者疑似体験（もりやふくしまつり等）
	合理的配慮の促進に向けた事業所等への啓発
	「障がい」についての講演会・勉強会の開催
	障がい者週間における啓発活動の実施
	市職員向けダイバーシティ研修の実施
高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方に対して、移動等円滑化のために必要な対応や介助を行うことができるよう、教育訓練を行います。	認知症サポーター養成講座の実施
	認知症高齢者声掛け模擬訓練の実施
	オレンジカフェ（認知症カフェ）の実施

(6) その他のバリアフリー

整備についての考え方
特定事業と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備及びその他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項について、現在、特定事業実施者を定められないものについては、その他の事業として市民・事業者・市が相互に協力して実施する。

2. 特定事業

前項のバリアフリー化への考え方を踏まえた具体的な事業として、次に示す「特定事業」を位置づけます。特定事業の実施事業者は、バリアフリー関連の法令や基準に即し、特定事業計画を策定し、実施します。実施時期については、実施事業者の整備方針等を考慮し、３つに分類しました。（図 VIII-1）なお、「技術的な問題や関連計画等との調整、関係機関との合意形成のため、目標年度の設定に向けて調整を進める事業」については、実施の目途がついた時点で、特定事業計画に実施期間を反映するものとします。

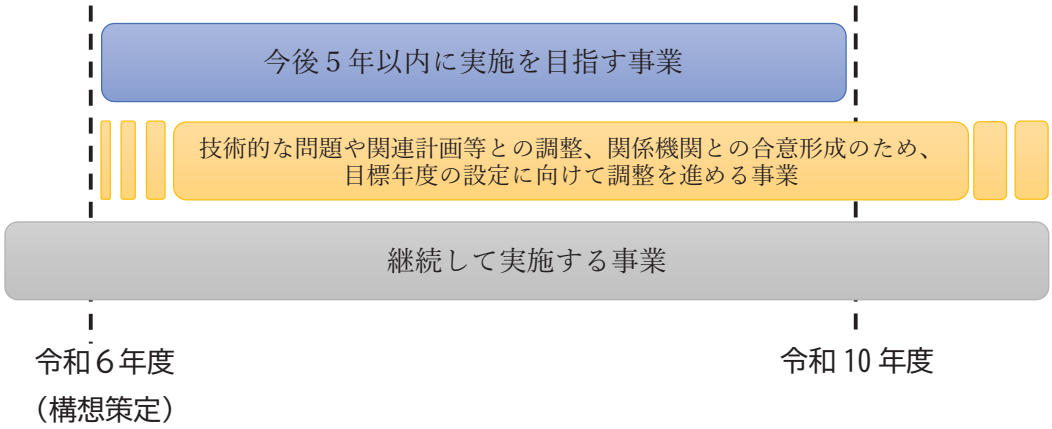

図 8-1　事業実施時期のイメージ

(1) 公共交通特定事業

① 新守谷駅

【事業者：関東鉄道株式会社】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
改札階とホームの往来の向上（エレベーター等）		○		駅構内（２基）
バリアフリートイレの設置		○		駅構内
幅の広い改札の設置		○		駅構内
音声案内設備の設置		○		駅構内
案内板の設置		○		駅構内
駅舎の照明の調整		○		駅構内
券売機の改善		○		駅構内
トイレの改善		○		駅構内
手すりの改善（ホーム・外階段）		○		駅構内
ホーム階段の段差解消		○		駅構内

視覚障がい者誘導用ブロックの視認性の向上		○		駅構内
視覚障がい者誘導用ブロックの設置（入口付近）		○		駅構内

※新守谷駅利用者の実態を考慮し、設備設置費や維持費等を含めて総合的に検討しながら、国、県及び市と協議の上、事業に取り組む。

(2) 道路特定事業

① 北守谷板戸井線（新守谷大通り）文化会館前～新守谷駅入口間

【事業者：守谷市】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
視覚障がい者誘導用ブロックの設置			○	
舗装の改修			○	
休憩施設の改修		○		
排水施設の蓋の改修			○	
有効幅員の確保（ボラード横）	○			
勾配の解消		○		交差点付近

② 市道 2025 号線

【事業者：守谷市】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
視覚障がい者誘導用ブロックの設置			○	
舗装の改修			○	

③　駅前歩道橋

【事業者：守谷市】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
駅前歩道橋と北守谷大通りの往来の向上（エレベーター等）		○		
２段手すりの設置	○			
舗装・視覚障がい者誘導用ブロックの補修			○	
柱の視認性向上	○			景観形成事業

④　きずな橋

【事業者：守谷市】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
舗装・視覚障がい者誘導用ブロックの補修			○	
きずな橋と駅東口の往来の向上（エレベーター等）		○		

⑤　新守谷駅駅前広場

【事業者：守谷市】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
舗装・視覚障がい者誘導用ブロックの補修			○	
駅前広場と駅前歩道橋の往来の向上（エレベーター等）		○		

⑥　国道 294 号

【事業者：茨城県】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
視覚障がい者誘導用ブロックの設置		○		
交差点部の段差解消		○		
舗装の改修		○		
排水施設の蓋の改修		○		
勾配の改善		○		

(3)　交通安全特定事業

【事業者：茨城県公安委員会】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
バリアフリー信号機の設置		○		交差点
エスコートゾーンの設置		○		交差点
高齢者等感応式信号機の音量調整		○		交差点

(4)　建築物特定事業

①　文化会館

【事業者：守谷市】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
スロープの改善	○			

⑦　守谷久保ヶ丘郵便局

【事業者：日本郵便株式会社】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
駐車場の改修	○			
段差解消	○			
視覚障がい者誘導用ブロックの補修	○			

⑧　守谷テラス

【事業者：株式会社新都市ライフホールディングス】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
スロープの改善	○			・デンタルクリニック前スロープの改修（１箇所）
段差解消	○			・境界ブロック設置部の閉鎖 ・マンホール周りの段差解消（イトマン入口側）
排水施設の蓋の改修	○			・歩道接道箇所グレーチングの交換（１箇所）

(5)　教育啓発特定事業

【事業者：守谷市社会福祉協議会】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
小学校福祉体験学習			○	
教員向け福祉体験学習			○	

高齢者疑似体験（もりやふくしまつり等）			○	

【事業者：守谷市】

事業内容	実施時期			備考
	今後５年以内に実施を目指す	目標年度の設定に向けて調整を進める	継続して実施する	
合理的配慮の促進に向けた事業所等への啓発			○	
「障がい」についての講演会・勉強会の開催			○	
障がい者週間における啓発活動の実施			○	
市職員向けダイバーシティ研修の実施			○	
認知症サポーター養成講座の実施			○	
認知症高齢者声掛け模擬訓練の実施			○	
オレンジカフェ（認知症カフェ）の実施			○	

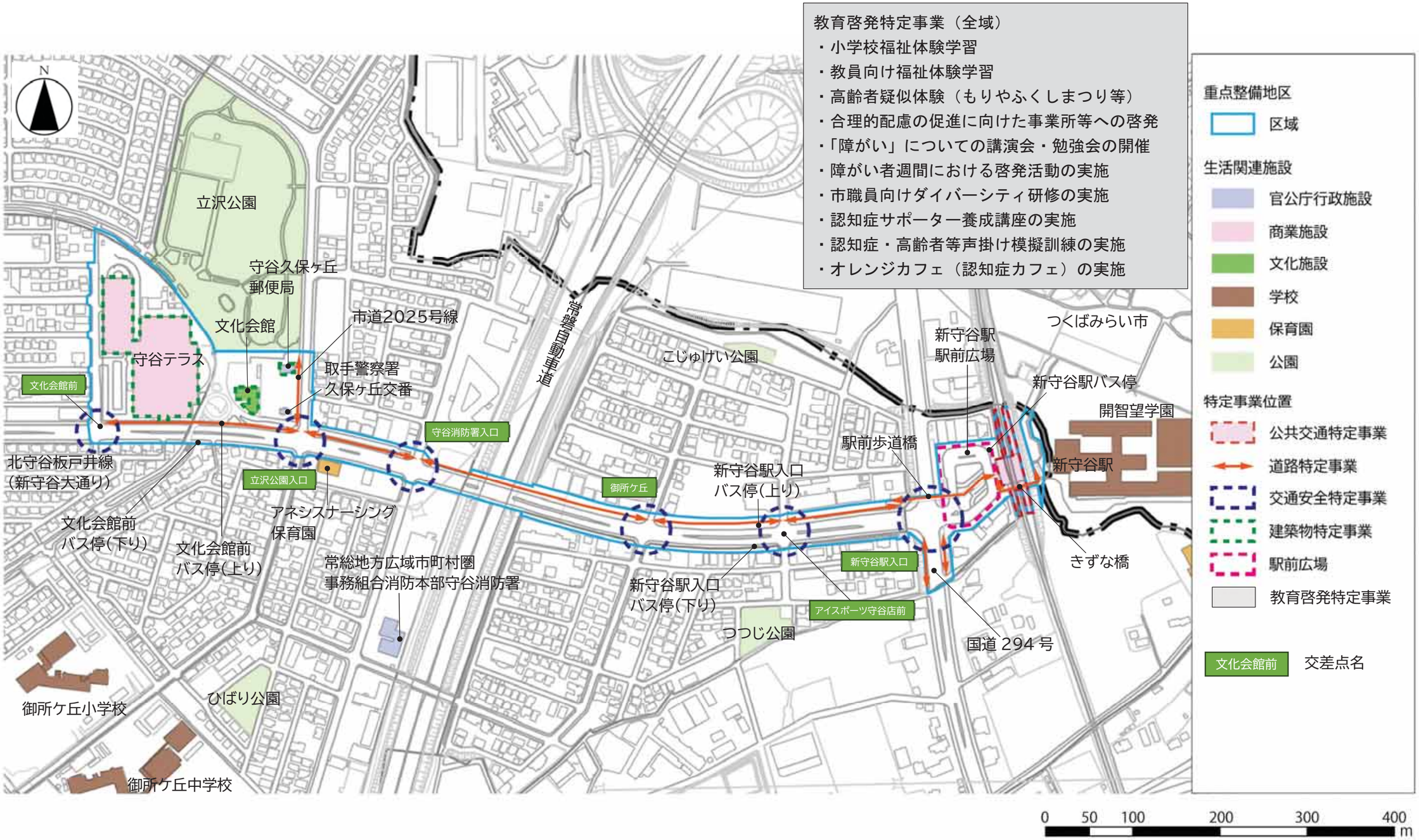
教育啓発特定事業（全域）
・小学校福祉体験学習
・教員向け福祉体験学習
・高齢者疑似体験（もりやふくしまつり等）
・合理的配慮の促進に向けた事業所等への啓発
・「障がい」についての講演会・勉強会の開催
・障がい者週間における啓発活動の実施
・市職員向けダイバーシティ研修の実施
・認知症サポーター養成講座の実施
・認知症・高齢者等声掛け模擬訓練の実施
・オレンジカフェ（認知症カフェ）の実施
重点整備地区
区域
生活関連施設
官公庁行政施設
商業施設
文化施設
学校
保育園
公園
特定事業位置
公共交通特定事業
道路特定事業
交通安全特定事業
建築物特定事業
駅前広場
教育啓発特定事業
文化会館前
交差点名
N
立沢公園
守谷久保ヶ丘
郵便局
文化会館
市道2025号線
守谷テラス
取手警察署
久保ヶ丘交番
文化会館前
守谷消防署入口
北守谷板戸井線
（新守谷大通り）
立沢公園入口
アネシスナーシング
保育園
文化会館前
バス停（下り）
文化会館前
バス停（上り）
常総地方広域市町村圏
事務組合消防本部守谷消防署
御所ケ丘小学校
ひばり公園
御所ケ丘中学校
常磐自動車道
御所ケ丘
こじゅけい公園
新守谷駅入口
バス停（上り）
新守谷駅入口
バス停（下り）
つつじ公園
新守谷駅入口
アイスポーツ守谷店前
駅前歩道橋
新守谷駅
駅前広場
つくばみらい市
新守谷駅バス停
開智望学園
新守谷駅
きずな橋
国道 294 号
0 50 100 200 300 400
m

図 8-2　特定事業位置図

3. その他のバリアフリー化に必要な事項

その他、バリアフリー化に必要な事項として次の内容を踏まえ、本重点整備地区におけるバリアフリー化の取組を進めます。

(1) 市街地開発事業において移動等円滑化のために配慮すべき事項

本地区周辺においては、新守谷駅周辺地区土地区画整理事業の計画が進められているため、特定事業の実施にあたっては、この新市街地整備と建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」を進めるよう努めるものとします。

(2) 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する事項

歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上へのはみ出し看板、放置自転車等への対策として啓発活動等の取組を行います。

(3) その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

① バリアフリー化ネットワーク

施設管理者は、個々の施設のバリアフリー化に留まらず、隣接する施設管理者と相互に連携し、一体的なバリアフリー化ネットワークの構築に努めます。また、案内誘導等について声掛けをしたり、案内表示のデザインを分かりやすくする等を行います。

② 建築物のバリアフリー化

重点整備地区内で、特定事業の対象とならない施設について、高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方が多数利用する施設については、バリアフリー化を進める施設としての位置づけを検討します。

③ 地域特性を踏まえたバリアフリー化の展開

対象地区の地理的・地形的条件や住民及び施設利用者の状況を十分に踏まえ、関連計画との整合性に留意しながら検討します。

また、本地区においては、交差点等の視認性を良くするべく植栽帯等の在り方を検討します。

第９章
今後のバリアフリー施策の実現に向けて

第９章　今後のバリアフリー施策の実現に向けて

1.　バリアフリー化の推進に向けた市民・事業者・市の役割

市民・事業者・市は、相互に協力し、高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方を含めた誰もが利用しやすい施設や円滑に移動できる通行環境となるよう、整備内容の決定や事業の推進に努めます。

市民は、バリアフリー整備にあわせ、市民同士の相互理解や支え合いの重要性を理解し、これを実践するとともに、放置自転車等の安全な移動を阻害する行為への対策やマナー向上に努めます。

事業者は、特定事業計画の策定や実施にあたり、実際の利用者となる高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方の意見をその内容に反映させるように努めます。

市は、基本方針の実現に向け、バリアフリー化の主体となる事業者が円滑に事業実施できるよう、事業者と高齢者、障がいをお持ちの方及び子ども連れの方との情報交換・意見交換の促進に努めます。また、事業の進捗管理や評価を継続して実施します。

2.　バリアフリー化に関する情報発信

市と事業者は、バリアフリー化した施設が有効に利用されるよう、バリアフリー化の進捗状況や施設の利用案内について情報発信に努めます。

3.　基本構想の見直しの考え方

バリアフリー基本構想は、新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえるとともに、関係事業者による事業実施に向けた機運を受け、必要に応じて見直しを検討します。

また、継続的なバリアフリー化による移動の円滑化を実現するためには、社会情勢・地域社会の変化といった様々な動きに対応していくことが求められるため、見直しを行う際も、市民・事業者の意向を十分把握しつつ、協働により検討を行うこととします。

資料編

■資料編

1.　新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会検討経緯

日程	事項	議題
令和５年６月 30 日	第１回　新守谷駅周辺地区 バリアフリー基本構想策定協議会	１　開会 ２　副市長あいさつ ３　委嘱状交付 ４　議事 （１）会長及び副会長の選出について ５　協議事項 （１）基本構想の概要について （２）アンケート（案）の説明について （３）現地踏査について ５　閉会
令和５年７月 14・19 日	現地踏査	現地踏査
令和５年 10 月 10 日	第２回　新守谷駅周辺地区 バリアフリー基本構想策定協議会	１　開会 ２　会長あいさつ ３　副市長あいさつ ４　協議事項 （１）アンケート結果について （２）基本構想（案）について ５　閉会
令和５年 11 月 27 日	第３回　新守谷駅周辺地区 バリアフリー基本構想策定協議会	１　開会 ２　会長あいさつ ３　副市長あいさつ ４　協議事項 （１）基本構想（案）について （２）パブリックコメントの実施について ５　閉会
令和６年１月 10 日 ～２月９日	パブリックコメント	
令和６年２月 27 日	第４回　新守谷駅周辺地区 バリアフリー基本構想策定協議会	１　開　　会 ２　会長あいさつ ３　副市長あいさつ ４　報告事項 （１）書面決議結果について ５　協議事項 （１）パブリックコメントの実施結果と対応について （２）基本構想の公表について ６　閉会

2.　新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会要綱

（設置）

第１条　高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号。以下「法」という。）第２６条第１項の規定に基づき、新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、法第２５条第１項に基づく新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）策定のために必要な事項の協議及び連絡調整を行う。

（組織）

第３条　協議会は、委員２０名以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）学識経験者

（２）高齢者、障がいをお持ちの方等の団体の代表者

（３）公共交通事業者

（４）関係団体の代表者

（５）関係行政機関の職員

（６）市民

（７）市の職員

（８）その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想の策定が完了する日までとする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長をそれぞれ１人置き、委員の互選により定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開催される会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（謝礼）

第７条　市長は、委員に対して、１日につき５、０００円の謝礼を支給する。ただし、第３条第２項第５号及び第７号の委員には、謝礼を支給しない。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

3.　新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

委嘱区分	氏　　名	選　　定　　理　　由
学識経験者	村上　暁信	筑波大学システム情報工学研究科教授
高齢者、障がいをお持ちの方等の団体の代表者	横田　透	守谷市身体障がい者相談員
	小川　正男	守谷市シニアクラブ連合会
	岸田　奈津希	リトミックサークルティティ（子育て関係福祉団体等）
公共交通事業者	北村　恵喜	関東鉄道㈱　鉄道部
	廣瀬　貢司	関東鉄道㈱　自動車部
	片山　克也	守谷地区タクシー運営協議会
関係団体の代表者	中島　伸一	守谷市地域公共交通活性化協議会
	小川　一成	守谷市商工会
関係行政機関の職員	國下　裕司	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局
	櫻井　敦	茨城県取手警察署　交通課
	荷見　信之	茨城県土木部都市局都市計画課
	井上　和則	茨城県土木部道路維持課
	野島　泰久	茨城県竜ケ崎工事事務所
市民	佐藤　芳郎	北守谷地区まちづくり協議会
	有原　勉	守谷Ｂ地区まちづくりふれあい会
市の職員	稲葉　みどり	守谷市健幸福祉部　部長
	石塚　成美	守谷市こども未来部　部長
	小林　伸稔	守谷市教育委員会　部長
	浅野　克夫	守谷市都市整備部　部長

4.　「新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定のためのアンケート調査　調査票

「新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定のための アンケート調査へのご協力のお願い

平素より市政に対しご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、守谷市では新守谷駅周辺地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するための基本構想を策定いたします。バリアフリー化とは、高齢者、障がいをお持ちの方を含む全ての方の利便性に配慮して、移動等を円滑かつ快適に行えるよう整備するものです。

つきましては、新守谷駅及び周辺の施設を利用される皆様が、日頃ご不便を感じることや問題と思われることなどについてのご意見をいただき、基本構想検討の参考とするため、アンケート調査を実施することといたしました。

本アンケートは、新守谷駅の利用が想定される区域にお住いの方から無作為に抽出した2,000 名を対象に送付しております。また、本アンケート調査と並行して、新守谷駅及び周辺の施設を利用されている方を対象に、WEB アンケートの依頼を配布する予定です。

なお、本調査票の送付に際しては、個人情報を厳重に管理するとともに、回答は無記名とさせていただきます。また、お寄せ頂いた情報は統計的に処理するため、ご回答から個人が特定されることはありません。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和５年８月
守谷市長　松丸　修久

●ご記入いただきましたアンケート調査票は同封の返信用封筒に入れ、**令和５年８月２４日（木）までに**郵便ポストに投函してください。(切手不要)

●本アンケートは、**インターネット上でも回答することができます。**
インターネット上での回答を希望される方は、**右のＱＲコードか、もしくは下記のＵＲＬからアクセス**してください。

ＵＲＬ：https://www.city.moriya.ibaraki.jp/shikumi/project/sonota_machizukuri/ShinMoriyaAccessible.html

※本アンケートは調査票・インターネットの**いずれか１回まで**ご回答頂きますよう、ご協力をお願いいたします。

●本アンケートの内容等についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。
守谷市役所　都市整備部　都市計画課
住　　所：〒302-0198　　茨城県守谷市大柏 950 番地の 1
電話番号：0297-45-1111（代表）　　E-mail：toshikei@city.moriya.ibaraki.jp

裏面に新守谷駅周辺の位置図があります。ご確認ください。

■アンケート調査票■

問1 あなたの年齢についてお答えください。（当てはまる番号１つに○）

1.	10 代	**2.**	20 代	**3.**	30 代	**4.**	40 代
5.	50 代	**6.**	60 代	**7.**	70 代	**8.**	80 代以上

問2 新守谷駅から概ね 1km の範囲内にお住まいですか。（当てはまる番号１つに○）
※新守谷駅から概ね 1km の範囲は、別添のご案内裏面の地図をご参照ください。

1.	はい	**2.**	いいえ

問3 あなたのお住まいについてお答えください。（当てはまる番号１つに○）

1.	御所ケ丘地区	**2.**	久保ケ丘地区
3.	薬師台地区	**4.**	松前台地区
5.	松並青葉地区	**6.**	松並地区
7.	立沢地区	**8.**	大木･板戸井･大山新田地区
9.	守谷市内（１～８以外の地区）	**10.**	守谷市外かつ茨城県内
11.	茨城県外		

問4 あなた自身の日常的な移動にあたり、歩行の手段または補助として、主に使用されているものについてお答えください。（当てはまる番号すべてに○）

1.	特に使用しているものはない	**2.**	車椅子
3.	電動車椅子（シニアカー等含む）	**4.**	白杖
5.	盲導犬	**6.**	歩行器
7.	義足・義手や人工関節	**8.**	杖（松葉杖等含む）
9.	ベビーカー	**10.**	その他（　　）

問5 新守谷駅についてお聞きします。

①新守谷駅には、主にどのような目的で行きますか。（当てはまる番号１つに○）

1.	新守谷駅に行くことはない	2.	通勤
3.	通学	4.	通院
5.	買い物	6.	観光等
7.	行政手続き	8.	その他(具体的に：　　)

②新守谷駅には、主にどのような交通手段で行きますか。（当てはまる番号１つに○）

1.	新守谷駅に行くことはない	2.	自家用車（駐車場に駐車）
3.	自家用車（送迎等）	4.	バス
5.	タクシー	6.	バイク
7.	自転車	8.	徒歩
9.	関東鉄道常総線等の鉄道		

問6 新守谷駅周辺についてお聞きします。

①新守谷駅周辺には、主にどのような目的で行きますか。（当てはまる番号１つに○）

1.	新守谷駅周辺に行くことはない	2.	通勤
3.	通学	4.	通院
5.	買い物	6.	観光等
7.	行政手続き	8.	その他(具体的に：　　)

②新守谷駅周辺には、主にどのような交通手段で行きますか。（当てはまる番号１つに○）

1.	新守谷駅周辺に行くことはない	2.	自家用車（駐車場に駐車）
3.	自家用車（送迎等）	4.	バス
5.	タクシー	6.	バイク
7.	自転車	8.	徒歩
9.	関東鉄道常総線の等の鉄道		

問7 新守谷駅及び新守谷駅周辺施設において、よく利用する施設をお答えください。
（当てはまる番号すべてに○）
また、お答えいただいた施設に行く頻度について、チェックマークをお付けください。
（当てはまるもの１つに✓）

よく利用する施設 ＼ 行く頻度		ほぼ毎日	週に2～3回程度	週に1回程度	月に2～3回程度	月に1回程度	月に1回より少ない
	（記入例）○○○○	☑	□	□	□	□	□
1.	新守谷駅	□	□	□	□	□	□
2.	守谷テラス	□	□	□	□	□	□
3.	守谷久保ケ丘郵便局	□	□	□	□	□	□
4.	公園（名称：　　）	□	□	□	□	□	□
5.	学校（名称：　　学校）	□	□	□	□	□	□
6.	守谷総合第一病院	□	□	□	□	□	□
7.	保育園・幼稚園（名称：　　）	□	□	□	□	□	□
8.	商業施設等（名称：　　）	□	□	□	□	□	□
9.	その他（具体的に：　　）	□	□	□	□	□	□

問8 新守谷駅や新守谷駅周辺の施設、また駅や施設に向かう道路の利用にあたり、移動の円滑性・安全性・利便性に支障があると感じているところはありますか。（当てはまる番号１つに○）

1.	ある	2.	ない

⇒「1.ある」を選んだ方は問９へ
⇒「2.ない」を選んだ方は問 10 へ

問9 問８で１を回答された方にお聞きします。

①移動の円滑性・安全性・利便性に支障があると感じている項目があれば、該当する施設すべてにチェックマークをお付けください。

支障があると感じている項目	支障があると感じている施設									
	新守谷駅	守谷テラス	守谷久保ケ丘郵便局	公園（　　）	学校（　　学校）	守谷総合第一病院	保育園・幼稚園（　　）	商業施設等（　　）	その他（具体的に　　）	駅や施設に向かう道路
（記入例）よく利用する施設	☑	□	☑	□	☑	□	□	□	□	□
1 エレベータなど昇降機の設置や配置	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
2 手すりの設置や配置	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
3 誘導ブロックの設置や配置	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
4 点字板の設置や配置	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
5 案内板など案内表示の設置や配置	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
6 音声による案内の設置や配置	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
7 トイレの設置や設備	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
8 通路の幅	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
9 入口や通路に段差がある	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
10 身障者用駐車マスの設置や配置	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
11 自家用車などの送迎スペースの設置や配置	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

②①について、さらに具体的な内容や、上記以外の項目や施設について、移動の円滑性・安全性・利便性に支障があると感じていることがあれば、ご自由にご記入ください。

問１０ 新守谷駅や新守谷駅周辺の全般について、移動の円滑性・安全性・利便性に支障があると感じていることはありますか。（当てはまる番号すべてに○）

1.	新守谷駅東西の往来の利便性
2.	駅舎やロータリーの配置（バス・タクシー乗り場など）
3.	バスの利便性（本数・バス停の位置など）
4.	新守谷駅周辺での歩行（歩道や横断箇所など）
5.	ベンチなど休憩できる場所の配置
6.	特にない
7.	その他（具体的に：　　）

問１１ 問１０で１～５を回答された方にお聞きします。

上記１～５について、具体的に支障があると感じていることを、下記にご記入ください。

（例）●●交差点の歩道の段差が大きい。
▲▲の歩道の幅員が狭い。
■■前の歩道橋は階段しかない。　　など

アンケート調査は以上です。
ご協力ありがとうございました。

5.　「新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定のためのアンケート調査　ウェブページ

■アンケート調査■

問1：あなたの年齢についてお答えください。（当てはまる番号1つにチェックしてください） *

- ①10代
- ②20代
- ③30代
- ④40代
- ⑤50代
- ⑥60代
- ⑦70代
- ⑧80代以上

問2：あなたのお住まいについてお答えください。（当てはまる番号1つにチェックしてください） *

- ①御所ケ丘地区
- ②久保ケ丘地区
- ③薬師台地区
- ④松前台地区
- ⑤松並青葉地区
- ⑥松並地区
- ⑦立沢地区
- ⑧大木･板戸井･大山新田地区
- ⑨守谷市内（①～⑧以外の地区）
- ⑩守谷市外かつ茨城県内
- ⑪茨城県外

問3：あなたはこのアンケートをどのように知りましたか。（当てはまる番号1つにチェックしてください） *

- ○ ①自宅にアンケート調査票が届いた
- ○ ②学校で案内が配布された
- ○ ③新守谷駅で案内を受け取った
- ○ ④守谷テラスで案内を受け取った
- ○ ⑤守谷市ホームページで見つけた
- ○ ⑥市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんふぉ）」で情報を受け取った
- ○ ⑦その他

問4：あなた自身の日常的な移動にあたり、歩行の手段または補助として、主に使用されているものについてお答えください。（当てはまる番号すべてにチェックしてください） *

- □ ①特に使用しているものはない
- □ ②車椅子
- □ ③電動車椅子（シニアカー等含む）
- □ ④白杖
- □ ⑤盲導犬
- □ ⑥歩行器
- □ ⑦義足・義手や人工関節
- □ ⑧杖（松葉杖等含む）
- □ ⑨ベビーカー
- □ ⑩その他

次へ

ページ1 / 5

■アンケート調査■

問5：新守谷駅についてお聞きします。

（1）新守谷駅には、主にどのような目的で行きますか。（当てはまる番号1つにチェックしてください）*

①新守谷駅に行くことはない	②通勤	③通学
④通院	⑤買い物	⑥観光等
⑦行政手続き	⑧その他	

（2）新守谷駅には、主にどのような交通手段で行きますか。（当てはまる番号1つにチェックしてください）*

①新守谷駅に行くことはない	②自家用車（駐車場に駐車）	③自家用車（送迎等）
④バス	⑤タクシー	⑥バイク
⑦自転車	⑧徒歩	⑨関東鉄道常総線等の鉄道

問6：新守谷駅周辺についてお聞きします。

（1）新守谷駅周辺には、主にどのような目的で行きますか。（当てはまる番号1つにチェックしてください）*

①新守谷駅周辺に行くことはない	②通勤	③通学
④通院	⑤買い物	⑥観光等
⑦行政手続き	⑧その他	

（2）新守谷駅周辺には、主にどのような交通手段で行きますか。（当てはまる番号1つにチェックしてください）*

①新守谷駅周辺に行くことはない	②自家用車（駐車場に駐車）	③自家用車（送迎等）
④バス	⑤タクシー	⑥バイク
⑦自転車	⑧徒歩	⑨関東鉄道常総線等の鉄道

戻る　次へ　ページ 2 / 5

■アンケート調査■

問7：新守谷駅及び新守谷駅周辺施設において、よく利用する施設をお答えください。（当てはまる番号すべてにチェックしてください） *

- [x] ①新守谷駅
- [ ] ②守谷テラス
- [ ] ③守谷久保ケ丘郵便局
- [ ] ④公園
- [ ] ⑤学校
- [ ] ⑥守谷総合第一病院
- [ ] ⑦保育園・幼稚園
- [ ] ⑧商業施設等
- [ ] ⑨その他

①新守谷駅に行く頻度について、当てはまる番号1つにチェックしてください。 *

- ○ ほぼ毎日
- ○ 週に２～３回程度
- ○ 週に１回程度
- ○ 月に２～３回程度
- ○ 月に１回程度
- ○ 月に１回より少ない

戻る　次へ

ページ３/５

■アンケート調査■

問8：新守谷駅や新守谷駅周辺の施設、また駅や施設に向かう道路の利用にあたり、移動の円滑性・安全性・利便性に支障があると感じているところはありますか。（当てはまる番号1つにチェックしてください）*

- ◉ ある
- ○ ない

問9：問8で「ある」と回答された方にお聞きします。

（1）移動の円滑性・安全性・利便性に支障があると感じている項目があれば、該当する施設すべてにチェックしてください。*

- □ ①エレベータなど昇降機の設置や配置
- □ ②手すりの設置や配置
- □ ③誘導ブロックの設置や配置
- □ ④点字板の設置や配置
- □ ⑤案内板など案内表示の設置や配置
- □ ⑥音声による案内の設置や配置
- □ ⑦トイレの設置や設備
- □ ⑧通路の幅
- □ ⑨入口や通路に段差がある
- □ ⑩身障者用駐車マスの設置や配置
- □ ⑪自家用車などの送迎スペースの設置や配置

（2）（1）について、さらに具体的な内容や、上記以外の項目や施設について、移動の円滑性・安全性・利便性に支障があると感じていることがあれば、ご自由にご記入ください。

255

戻る　次へ

ページ 4 / 5

■アンケート調査■

問10：新守谷駅や新守谷駅周辺全般について、移動の円滑性・安全性・利便性に支障があると感じていることはありますか。（当てはまる番号すべてにチェックしてください）*

- [x] ①新守谷駅東西の往来の利便性
- [ ] ②駅舎やロータリーの配置（バス・タクシー乗り場など）
- [ ] ③バスの利便性（本数・バス停の位置など）
- [ ] ④新守谷駅周辺での歩行（歩道や横断箇所など）
- [ ] ⑤ベンチなど休憩できる場所の配置
- [ ] ⑥特にない
- [ ] ⑦その他

問11：問10で①新守谷駅東西の往来の利便性を回答された方にお聞きします。具体的に支障があると感じていることをご記入ください。（例）
○○交差点の歩道の段差が大きい。　△△の歩道の幅員が狭い。
◇◇前の歩道橋は階段しかない。　など

アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

戻る　送信

ページ 5 / 5

新守谷駅周辺地区バリアフリー基本構想

発行年月　令和６年３月
発 行 者　茨城県　守谷市
〒302-0198　茨城県守谷市大柏 950 番地の 1
TEL：0297-45-1111（代表）
https://www.city.moriya.ibaraki.jp/
編　　集　都市整備部　都市計画課